

# 社債発行届出目論見書

平成21年10月



株式会社日本政策金融公庫

1. この届出目論見書により行う第1回社債（2年債）30,000百万円（見込額）、第2回社債（5年債）30,000百万円（見込額）、第3回社債（10年債）20,000百万円（見込額）及び第4回社債（20年債）10,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当公庫は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成21年10月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

従って、発行価格、利率、申込証拠金及び引受人等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第四部 特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。

# 社債発行届出目論見書

発行価格 未定

株式会社日本政策金融公庫

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号



# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(2年債)】 .....	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託(2年債)】 .....	5
3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】 .....	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】 .....	9
5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】 .....	10
6 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】 .....	13
7 【新規発行社債(短期社債を除く。)(20年債)】 .....	14
8 【社債の引受け及び社債管理の委託(20年債)】 .....	17
9 【新規発行による手取金の使途】 .....	18
第2 【売出要項】 .....	18
第二部 【企業情報】 .....	19
第1 【企業の概況】 .....	19
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	19
2 【沿革】 .....	21
3 【事業の内容】 .....	24
4 【関係会社の状況】 .....	31
5 【従業員の状況】 .....	31
第2 【事業の状況】 .....	32
1 【業績等の概要】 .....	32
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	49
3 【対処すべき課題】 .....	49
4 【事業等のリスク】 .....	51
5 【経営上の重要な契約等】 .....	58
6 【研究開発活動】 .....	58
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	59

第3 【設備の状況】 .....	66
1 【設備投資等の概要】 .....	66
2 【主要な設備の状況】 .....	66
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	67
第4 【提出会社の状況】 .....	69
1 【株式等の状況】 .....	69
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	73
3 【配当政策】 .....	74
4 【株価の推移】 .....	74
5 【役員の状況】 .....	75
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	79
第5 【経理の状況】 .....	98
1 【財務諸表等】 .....	99
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	135
第7 【提出会社の参考情報】 .....	135
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	135
2 【その他の参考情報】 .....	135
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	136
第1 【保証会社情報】 .....	136
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	136
第3 【指数等の情報】 .....	136

## 【監査報告書】

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成21年10月 2 日	
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫	
【英訳名】	Japan Finance Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 安居 祥策	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号	
【電話番号】	03-3270-7440 (代表)	
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 野村 俊明	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号	
【電話番号】	03-3270-7440 (代表)	
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 野村 俊明	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債	
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 第1回社債（一般担保付）（2年債）	30,000百万円
	一般募集 第2回社債（一般担保付）（5年債）	30,000百万円
	一般募集 第3回社債（一般担保付）（10年債）	20,000百万円
	一般募集 第4回社債（一般担保付）（20年債）	10,000百万円
	計	90,000百万円
	(注) 一般募集の金額は有価証券届出書提出日における見込額であります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第1回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金30,000百万円 (有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格（円）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利率（%）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成21年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成23年12月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成23年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年10月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店

払込期日	平成21年10月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社格付投資情報センター      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社日本格付研究所      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : Aa2 (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

3. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。

(2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。

(3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。

(5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。

(6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 社債管理者に対する通知

当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

(1) 当公庫の事業經營に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。

(2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

(3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。

(4) 資本金の額を減少しようとするとき。

(5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

#### 5. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 6. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。

#### 8. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。

(3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 9. 社債管理者への報告

(1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。

(2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。

(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

#### 11. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託（2年債）】

### （1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）	未定（注）	未定（注）	未定（注）
計	—	30,000	—

（注）元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及び三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

### （2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	未定（注）

（注）社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に社債管理委託契約を締結する予定であります。

### 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第2回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金30,000百万円 (有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格（円）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利率（%）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利払日	毎年1月28日及び7月28日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年1月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月28日及び7月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成22年1月28日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成26年10月29日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成26年10月29日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年10月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年10月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社格付投資情報センター      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社日本格付研究所      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : Aa2 (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

3. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなつたとき。
- (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 社債管理者に対する通知

当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
- (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
- (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
- (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

#### 5. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 6. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。

#### 8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 9. 社債管理者への報告

- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
- (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

#### 11. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

#### 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

##### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）	未定（注）	未定（注）	未定（注）
計	—	30,000	—

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及び三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

##### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	未定（注）

(注) 社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に社債管理委託契約を締結する予定であります。

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第3回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円 (有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格（円）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利率（%）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成22年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年9月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年9月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年10月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年10月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社格付投資情報センター      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社日本格付研究所      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : Aa2 (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

3. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなつたとき。
- (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 社債管理者に対する通知

当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
- (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
- (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
- (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

#### 5. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 6. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。

#### 8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 9. 社債管理者への報告

- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
- (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

#### 11. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）	未定（注）	未定（注）	未定（注）
計	—	20,000	—

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及び三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	未定（注）

(注) 社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に社債管理委託契約を締結する予定であります。

7 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第4回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円 (有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格（円）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利率（%）	未定 (平成21年10月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。)
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成22年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成41年9月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成41年9月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成21年10月23日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年10月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社格付投資情報センター      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AAA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : 株式会社日本格付研究所      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : Aa2 (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p> <p>1. 取得格付 : AA (取得予定)      2. 指定格付機関の名称 : スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ      3. 格付の取得日 : 平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に取得する予定である。</p>

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

3. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなつたとき。
- (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 社債管理者に対する通知

当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
- (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
- (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
- (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

#### 5. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 6. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。

#### 8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 9. 社債管理者への報告

- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
- (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

#### 11. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

## 8 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）	未定（注）	未定（注）	未定（注）
計	—	10,000	—

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券エスエムビーシー株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及び三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	未定（注）

(注) 社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件については、平成21年10月9日から平成21年10月21日までの間に決定し、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に社債管理委託契約を締結する予定であります。

## 9 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
90,000	210	89,790

(注) 1. 上記の金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額です。

2. 上記の金額は第1回社債、第2回社債、第3回社債及び第4回社債の合計額です。

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額89,790百万円は、貸出金等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途別の金額については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定あります。

なお、第1回社債、第2回社債、第3回社債及び第4回社債の各々については、公庫法第51条に基づき以下の各業務に整理し充当する予定であります。

第1回社債	国民一般向け業務
第2回社債	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務
第3回社債	国際協力銀行業務
第4回社債	農林水産業者向け業務

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。当公庫の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間となっております。

#### ○当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期
決算年月		平成21年3月
経常収益	(百万円)	381,725
経常損失(△)	(百万円)	△664,096
当期純損失(△)	(百万円)	△655,414
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	36
資本金	(百万円)	2,452,167
発行済株式総数	(千株)	4,143,144,407
純資産額	(百万円)	2,880,565
総資産額	(百万円)	28,002,099
貸出金残高	(百万円)	24,004,996
1株当たり純資産額	(円)	0円69銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)
1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△0円18銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	10.2
自己資本利益率	(%)	△24.8
株価収益率	(倍)	—
配当性向	(%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△916,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	971,174
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	387,271
従業員数	(人)	8,006

- (注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していない為、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当公庫は銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
6. 株価収益率について、当公庫株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含んでおります。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第1期事業年度は、設立日である平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間となっております。

## 2 【沿革】

当公庫は、公庫法に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行の「沿革」を記載しております。

年月	事項
平成17年12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年5月 6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年5月	株式会社日本政策金融公庫法が成立
平成20年10月	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 国際協力銀行）の一切の権利及び義務について国が承継する資産を除き承継 危機対応円滑化業務を創設

### (政策金融改革の経緯)

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、るべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に当公庫が設立されました。

(参考)

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年6月	国民金融公庫設立	昭和42年9月	環境衛生金融公庫設立
昭和42年10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	昭和47年7月	民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
		昭和57年1月	直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成9年9月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定		
平成11年5月	「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称		
平成20年10月	解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和33年9月	直接貸付による業務開始
平成14年7月	農業法人投資育成会社への出資事業創設
平成20年10月	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年8月 9月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年7月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
年月	中小企業総合事業団に係る事項		
	平成11年7月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保険公庫等の事業を承継）	
	平成15年4月	機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行	
平成16年7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継）		
平成20年10月	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

国際協力銀行（現国際協力銀行）

年月	日本輸出入銀行に係る事項	年月	海外経済協力基金に係る事項
昭和25年12月 昭和27年4月	日本輸出銀行設立 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	昭和36年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
年月	国際協力銀行に係る事項		
平成11年4月	「国際協力銀行法」が公布		
平成11年10月 平成18年11月 平成19年9月 平成20年10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継) 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「国際協力銀行法」の改正法が施行 (駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定) 株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国際協力機構法に基づき国際協力機構に承継された権利及び義務を除いた権利及び義務を承継 (国際協力銀行)		

### 3 【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、平成 21 年 8 月 31 日現在、当公庫及び関連会社 2 社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

#### (事業目的)

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るために金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っております。

#### (業務の区分及び各業務の内容)

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに経理を区分し運営しております（公庫法第41条）。また、当公庫は、各業務については組織上、国内金融の業務（以下「国内金融業務」という。）を行う部門（国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業）、国際金融の業務を行う部門（国際協力銀行）及び危機対応円滑化業務を行う部門に区分して運営しております。

##### (i) 国民生活事業

###### ○国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るために資金の貸付、小口の教育資金の貸付、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付及び恩給等を担保とする小口貸付を行っております。

##### (ii) 農林水産事業

###### ○農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務を行っております。

##### (iii) 中小企業事業

###### ○中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付けがあります。

中小企業者向け証券化支援保証業務は、証券化支援保証業務と売掛金債権証券化等支援業務を行っております。証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務です。売掛金債権証券化等支援業務は、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対しての保証や特別目的会社への貸付けを行っております。

## ○中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。両方式とも当公庫が信用リスクを一部引き受けることにより、中小企業者への無担保資金の円滑な供給を促進するものであります。

## ○信用保険等業務

信用保険等業務は、①信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（中小企業信用保険）、②信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、③既に成立している機械類（プログラムを含む。）に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）及び④信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（破綻金融機関等関連特別保険等）を行っております。

### (iv) 国際協力銀行

#### ○国際協力銀行業務

国際協力銀行業務は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、日本国政府の対外政策を金融面で実行するための業務を行っております。

このような目的を果たすため、国際協力銀行業務は「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」、「出資」（出資を除き、各々保証を含む）等を主要な業務として行っております。

各業務の概要については以下のとおりであります。

①輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保（注）を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証（消費財・耐久消費財・自動車・家電は対象外）

（注）他の先進諸国においても公的輸出信用を利用してプラント輸出を政府が支援しております。

②輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に関し保証制度を活用

③投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証

④事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業に必要な資金の融資・保証

⑤ブリッジローン：国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の外貨資金繰りを手当てるために必要な短期融資

⑥出資：海外において事業を行う日系合弁企業や日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資

⑦調査業務：上記の業務に必要な調査

(v) 危機対応円滑化業務

○危機対応円滑化業務

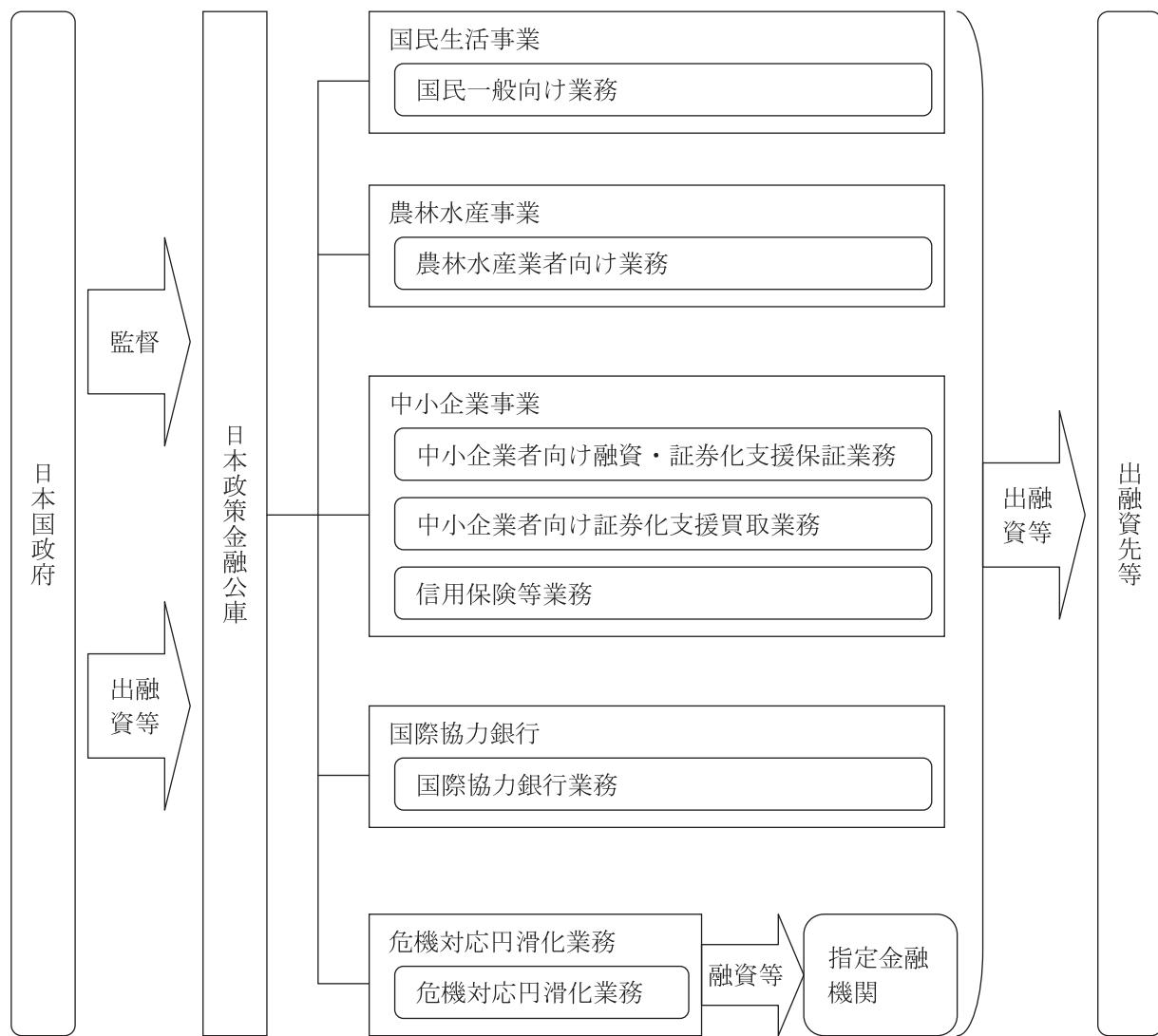
危機対応円滑化業務は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時においては、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

- ①貸付け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの
- ②損害担保：当公庫が指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、一定割合の補てんを行うもの
- ③利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給を支給するもの

(当公庫の事業系統図)



## (経理の特徴)

### (1) 区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、各業務勘定ごとに整理されることとなります（公庫法第4条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されているところ、勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の間の資金融通（短期のものに限る。）についてのみ定められております。

### (2) 予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第4項）。

### (3) 剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条が準用されることとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

①零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3ヵ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

②零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は上記のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、会社法448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定について準用され、当公庫には適用されません（公庫法第42条第2項及び第3項）。

## (日本国政府との関係)

### (1) 株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております（公庫法第3条）。

### (2) 日本国政府による監督等

#### ①監督

主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます（公庫法第58条）。また、主務大臣は、必要があると認められるときは、当公庫（資金の貸付けの業務等を委託した法人及び危機対応円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。）に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます（公庫法第59条）。（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）に基づく「駐留軍再編促進金融業務」については、財務大臣及び防衛大臣の監督下で実施することとなります。）

なお、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

#### ②役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本③において同じ。）の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第1項）。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第2項）。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

#### ③定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません（公庫法第61条）。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び防衛大臣と協議する必要があります（公庫法第65条等）。

#### ④合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております（公庫法第62条）。

### (3) 財務面の関与

#### ①予算及び決算

##### ○予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本①、③及び⑥において同じ。）を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（公庫法第29条、第30条及び第33条）。

また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます。

##### ○決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を経由して財務大臣に提出しております（公庫法第40条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（公庫法第44条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（公庫法第45条、第46条）。

## ②政府からの借り入れ及び政府保証債の発行

当公庫は、政府から借り入れをすることができます（公庫法第48条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

## ③借入金及び社債発行等の制限

当公庫の国内金融業務（信用保険等業務を除く。）及び危機対応円滑化業務については、主務大臣の認可を受けて、政府からの借り入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借り入れをすることができます。また、国際協力銀行業務については、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております（公庫法第48条、第49条及び第50条）。

政府からの借り入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。

また、当公庫の予算においては、当該限度額について、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は、財務大臣が当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められております。

## ④補給金等

当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

## ⑤出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第4条）。

なお、平成21年3月期における政府からの出資金の受入額は9,721億円、平成21年4月1日から平成21年8月31日までの政府からの出資金の受入額は1兆6,928億円となっております。

## ⑥検査

### ○会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

### ○主務大臣の検査

当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

### ○金融庁の検査

当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

#### 4 【関係会社の状況】

(平成21年3月31日現在)

名称	住所	資本金 又は出 資金 (百万 円)	主要な 事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	当公庫との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(関連会社) アグリビジネス投 資育成株式会社	東京都千代 田区	4,070	農業法人に 対する投資 育成業等	49.87	—	—	—	—	—
(関連会社) IFC Recapitalization (Equity) Fund, L. P.	アメリカ合 衆国デラウェア州	763	その他事業 (投資業)	39.22	—	—	金銭貸 借関係	—	—

#### 5 【従業員の状況】

##### 当公庫の従業員数

(平成21年8月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
8,238	38.9	16.0	8,234

(注) 1. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、政府系金融機関労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合、日本政策金融公庫中小企業事業労働組合、日本政策金融公庫保険事業労働組合及び国際協力銀行組合と称し、組合員数は5,314人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

平成21年3月期（自 平成20年10月1日至 平成21年3月31日）における我が国経済は、平成20年9月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機に直面し、海外需要の急激な減速に伴う輸出産業の生産の大幅な縮小、雇用や所得環境の急激な悪化による個人消費の低迷など、「戦後最悪、最大の経済危機」と言われる厳しい状況になりました。

当公庫においては、セーフティネット貸付等の推進、緊急保証制度創設に伴う信用保険利用の伸長への対応、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまの資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。

さらに、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、グローバル化の支援など、統合によるシナジー効果を発揮した幅広いサービス提供にも努めました。

こうした取り組みの結果、平成21年3月期（6ヵ月間）の当公庫全体の出融資実績は、4兆8,244億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成21年3月期（6ヵ月間）の経常収益は、貸出金利息等による資金運用収益2,598億円、保険引受収益900億円、政府補給金収入269億円等により、3,817億円となりました。平成21年3月期の経常費用は、保険金支出4,270億円、保険契約準備金繰入額3,581億円、借入金及び社債の支払利息等による資金調達費用1,555億円、営業経費674億円、貸倒引当金繰入額878億円等により、1兆458億円となりました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は6,554億円となりました。

当公庫は、公庫法第41条に定められた業務に応じた各勘定を設けて区分経理を行っているため、以下では各業務ごとに、事業の経過及びその結果を記載しております。

なお、当公庫は平成20年10月1日に設立され、第1期を平成20年10月1日から平成21年3月31日までとしており、財務諸表作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

#### 〔国民一般向け業務〕

平成21年3月期の国民一般向け業務におきましては、政府の「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において取りまとめられた平成20年8月29日付「安心実現のための緊急総合対策」及び「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた平成20年10月30日付「生活対策」における中小・小規模企業等支援対策に基づき、セーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充等を行いました。また、厳しい経済環境下にある小企業の皆さまからの相談態勢の充実を図るため、「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」を設置したほか、土日・祝日の電話相談等を実施しました。

こうした取り組みの結果、平成21年3月期の国民一般向け業務における貸付実績は、1兆2,636億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成21年3月期は、政府の経済対策を受け、セーフティネット貸付等の実行に努めた結果、872億円の経常収益を計上しました。一方で、金融経済環境の悪化による取引先小企業の厳しい業況を反映し、貸倒引当金繰入額を377億円計上したこと等により、1,062億円の経常費用を計上しました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は187億円となりました。

#### 〔農林水産業者向け業務〕

平成21年3月期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及び利用者のニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。特に、厳しい経済環境下にある農林漁業の皆さまからの相談態勢の充実を図るため、土日・祝日の電話相談を実施するとともに、定期相談窓口の開設により、農林漁業の皆さまの利便性の向上に努めました。

また、農外からの新規参入や先進技術の事業化など農林漁業の活性化に資する新たな取り組みに対する情報提供等の支援や、民間金融機関との業務協力の推進による民間金融機関の農林漁業分野への参入支援を実施しました。

こうした取り組みの結果、平成 21 年 3 月期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、1,425 億円となり、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務の引受実績は 59 百万円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、担い手農業者向けの農業経営基盤強化資金（略称：スーパー L 資金）や農林漁業セーフティネット資金等の貸出に努め、資金運用収益 293 億円を計上しました。一方、資金調達費用 285 億円、貸倒引当金繰入額 8 億円の計上等により、経常費用は 406 億円となりました。特別損益を含め、これらの費用に係る所要の政策コストとして政府補給金収入 98 億円を受入れ、結果、当期純利益は 0 円となりました。

#### [中小企業者向け融資・証券化支援保証業務]

平成 21 年 3 月期の中小企業者向け融資におきましては、中小企業の成長発展を支援するため、中小企業者に対する貸付け等により、民間金融機関を補完しながら長期資金の安定的な供給を行いました。特に、昨年後半からの経済危機により経営環境が急激に悪化する中で、資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さまを、セーフティネット貸付により積極的に支援するとともに、「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」に基づく貸付制度拡充等を行い、「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」の設置、土日・祝日の電話相談等を実施しました。

こうした取り組みの結果、平成 21 年 3 月期の中小企業者向け融資における貸付実績は、8,876 億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、セーフティネット貸付等の実行に注力した結果、資金運用収益 517 億円の計上等により経常収益は 645 億円となりました。一方、企業業績の悪化に伴う貸出資産の劣化等により貸倒引当金繰入額が 484 億円となったこと等から経常費用は 915 億円となりました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は 269 億円となりました。

#### [中小企業者向け証券化支援買取業務]

平成 21 年 3 月期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、「証券化スキームの拡充」や「既往貸付債権の証券化」等の制度拡充を図り、案件組成に向けた制度の周知に努めました。

しかしながら、サブプライムローン問題等に起因する証券化市場の混乱等を受け、案件組成には至りませんでした。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、世界的な金融危機に起因する証券化市場の混乱等が続き、新規案件組成に至らなかったことに加え、資産内容の劣化に伴う国債等債券償却 3 億円の計上等から当期純損失は 2 億円となりました。

#### [信用保険等業務]

平成 21 年 3 月期の信用保険等業務におきましては、「安心実現のための緊急総合対策」に基づく「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の創設に伴い、当該保証制度に基づく保証に係る保険を開始しました。

また、「生活対策」に基づく当該保証制度に係る保証枠拡大に伴い、事業規模を拡大しました。

こうした取り組みの結果、平成 21 年 3 月期の信用保険等業務における保険引受額は、13 兆 584 億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、信用保証協会の代位弁済の増加により保険金が増加したことに加え、経済対策実施に伴う緊急保証に係る保険引受の増加から、保険契約準備金繰入額が 3,581 億円となったこと等のため、6,328 億円の当期純損失となりました。

#### [国際協力銀行業務]

平成 21 年 3 月期の国際協力銀行業務におきましては、ブラジルにおける資源案件の支援や、アジアにおける発電事業等への本邦企業の参画支援を通じ、我が国への資源の安定確保や本邦企業の国際競争力の確保に貢献しました。また、世界的な金融不安に対する取り組みとして、平成 20 年 12 月 19 日付経済対策閣僚会議決定「生活防衛のための緊急対策」及び平成 20 年 12 月 25 日付財務省告示に基づき、国内大企業を通じた途上国事業に対する貸付け及び途上国向け輸出のためのサプライヤーズ・クレジットの供与を開始しました。さらに、平成 20 年 12 月 26 日付「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」、及び平成 21 年 1 月 27 日付財務省告示に基づき、日本企業の先進国事業に対する貸付・保証を開始しました。その他、途上国銀行資本増強ファンドを始めとする国際機関と連携した国際金融危機への対応に加え、アジアを中心とした途上国を対象に、環境改善等の長期的なインフラ課題に対応できる環境投資支援イニシアティブ（LIFE）を表明しました。

こうした取り組みの結果、平成 21 年 3 月期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は、1 兆 3,912 億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、世界的な金融危機への対応や、資源及びインフラ案件の大型化及び支援の拡大等を主な要因として、貸出金利息等の資金運用収益 935 億円等を計上した結果、経常収益は 977 億円となりました。一方、借用金利息等の資金調達費用 660 億円等を計上した結果、経常費用は 778 億円となりました。結果、経常利益は 199 億円となり、特別損益計上の結果、当期純利益は 268 億円となりました。

#### [危機対応円滑化業務]

平成 21 年 3 月期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害に関する事案」及び「内外の金融秩序の混乱又は大規模な灾害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、株式会社日本政策金融公庫が貸付け等に関する特別相談窓口を設置するもの」並びに「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を受け主務大臣により定められた「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」への取り組みに努めました。

こうした取り組みの結果、平成 21 年 3 月期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが 1 兆 4,301 億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が 1,952 億円となりました。

また、損益の状況につきましては、平成 21 年 3 月期は、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を受け「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等への取り組みとして、指定金融機関への貸付け及び指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受に努めた結果、9 億円の経常収益を計上しました。一方で、補償損失引当金繰入額 30 億円を計上したこと等により、43 億円の経常費用を計上しました。この結果、当期純損失は 34 億円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは△916,916百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは△2,517百万円、また、財務活動によるキャッシュ・フローは 971,174 百万円となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、387,271 百万円となりました。

(3) 業務の種類別の業績

①業務別の財産及び損益等の状況

(当事業年度：第1期)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け融資・証 券化支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取業務
経常収益	87,283	39,331	64,522	318
経常利益又は 経常損失(△)	△19,007	△1,362	△27,070	△259
当期純利益又は 当期純損失(△)	△18,750	—	△26,934	△259
資本金	461,470	324,735	574,435	24,476
純資産額	151,160	327,532	232,193	23,738
総資産	7,291,149	2,812,228	5,452,322	26,924
貸出金残高	7,190,817	2,721,183	5,419,813	—
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	—	59	41,637	—
備 考	—	—	—	(注) 4.

	信用保険等 業務	国際協力銀行 業務	危機対応円滑化 業務	消去	合計
経常収益	91,873	97,740	909	△253	381,725
経常利益又は 経常損失(△)	△632,895	19,929	△3,431	—	△664,096
当期純利益又は 当期純損失(△)	△632,876	26,838	△3,431	—	△655,414
資本金	(注) 2. —	1,035,500	31,551	—	2,452,167
純資産額	172,003	1,945,915	28,023	—	2,880,565
総資産	1,200,900	9,756,961	1,461,710	△96	28,002,099
貸出金残高	—	7,243,068	1,430,113	—	24,004,996
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	—	1,650,329	—	—	1,692,026
備 考	(注) 4.	(注) 4.	(注) 4.	—	—

(注) 1. 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2. 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は1,291,138百万円であります。

3. 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4. 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。  
(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 4,058百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受けに係る準備金 1,017,813百万円（保険引受け残高：34,900,851百万円）  
(国際協力銀行業務)

有価証券：出資業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 10,920百万円

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 3,000百万円

(補償引受け残高：154,129百万円)

5. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間となっております。

② 国民一般向け業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	50,218
うち資金運用収益	当事業年度	82,390
うち資金調達費用	当事業年度	32,171
役務取引等収支	当事業年度	△551
うち役務取引等収益	当事業年度	47
うち役務取引等費用	当事業年度	598
その他業務収支	当事業年度	△10
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	10

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	7,634,934	82,390	2.15
うち貸出金	当事業年度	7,625,269	82,365	2.16
うち買現先勘定	当事業年度	3,720	7	0.42
うち預け金	当事業年度	5,944	16	0.56
資金調達勘定	当事業年度	7,052,326	32,171	0.91
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	1,333,947	7,205	1.08
うち借用金	当事業年度	5,688,497	24,925	0.87

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別貸出金残高の状況

種類	平成21年3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	7,539,296	100.00
製造業	764,118	10.14
農業	26,101	0.35
林業	4,781	0.06
漁業	21,693	0.29
鉱業	3,947	0.05
建設業	992,182	13.16
電気・ガス・熱供給・水道業	629	0.01
情報通信業	90,727	1.20
運輸業	185,592	2.46
卸売・小売業	1,560,454	20.70
金融・保険業	23,333	0.31
不動産業	903,544	11.98
各種サービス業	1,358,586	18.02
地方公共団体	—	—
その他	597,461	7.92
教育貸付等	1,006,142	13.35
海外	—	—
合計	7,539,296	100.00

- (注) 1. 業種区分は、国民一般向け業務におけるものであります。
2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、貸付金に係る部分直接償却額は342,009百万円（仮払金に係る部分直接償却額923百万円は除く。）、貸付受入金は6,468百万円であります。

③ 農林水産業者向け業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	813
うち資金運用収益	当事業年度	29,393
うち資金調達費用	当事業年度	28,580
役務取引等収支	当事業年度	△3,119
うち役務取引等収益	当事業年度	0
うち役務取引等費用	当事業年度	3,119
その他業務収支	当事業年度	△3
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	3

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	2,643,492	29,393	2.22
うち貸出金	当事業年度	2,626,286	29,358	2.23
うち買現先勘定	当事業年度	1,674	1	0.18
うち預け金	当事業年度	15,530	32	0.42
資金調達勘定	当事業年度	2,328,357	28,580	2.45
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	139,897	1,287	1.84
うち借用金	当事業年度	2,188,459	25,581	2.33

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。  
 2. 資金調達勘定は、無利息借用金の平均残高を控除して表示しております。  
 3. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別貸出金残高の状況

種類	平成21年3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	2,724,266	100.00
製造業	379,109	13.91
農業	892,118	32.74
林業	333,614	12.24
漁業	41,840	1.53
鉱業	2	0.00
建設業	1,628	0.05
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸売・小売業	118,623	4.35
金融・保険業	—	—
不動産業	—	—
各種サービス業	188,530	6.92
地方公共団体	442,406	16.23
その他	326,393	11.98
海外	—	—
合計	2,724,266	100.00

- (注) 1. 業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。  
 2. 上記数値は、部分直接償却実施前の計数であり、貸付金に係る部分直接償却額は  
 3,082百万円（仮払金に係る部分直接償却額147百万円を除く。）であります。

④ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	23,694
うち資金運用収益	当事業年度	51,778
うち資金調達費用	当事業年度	28,083
役務取引等収支	当事業年度	30
うち役務取引等収益	当事業年度	163
うち役務取引等費用	当事業年度	132
その他業務収支	当事業年度	△172
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	172

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	5,591,562	51,778	1.85
うち貸出金	当事業年度	5,534,978	51,579	1.86
うち買現先勘定	当事業年度	—	—	—
うち預け金	当事業年度	44,300	71	0.32
資金調達勘定	当事業年度	5,094,941	28,083	1.10
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	2,393,968	15,364	1.28
うち借用金	当事業年度	2,700,973	12,719	0.94

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別貸出金残高の状況

種類	平成21年3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	5,626,811	100.00
製造業	2,748,951	48.85
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	8,981	0.16
建設業	296,164	5.26
電気・ガス・熱供給・水道業	14,823	0.26
情報通信業	35,364	0.63
運輸業	446,404	7.93
卸売・小売業	896,359	15.93
金融・保険業	503	0.00
不動産業	529,515	9.41
各種サービス業	649,743	11.54
地方公共団体	—	—
その他	—	—
海外	—	—
合計	5,626,811	100.00

(注) 1. 業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。

2. 上記数値には、社債の取得7,872百万円を含み、設備貸与機関貸付12,543百万円を含んでおりません。

3. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、貸付金に係る部分直接償却額は170,289百万円（求償権等4,624百万円を除く。）、貸付受入金は41,378百万円であります。

エ 有価証券の状況

種類	平成21年3月31日現在残高
	金額（百万円）
国債	—
地方債	—
社債	7,872
その他の証券	3,582
合計	11,455

⑤ 中小企業者向け証券化支援買取業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	277
うち資金運用収益	当事業年度	292
うち資金調達費用	当事業年度	15
役務取引等収支	当事業年度	2
うち役務取引等収益	当事業年度	25
うち役務取引等費用	当事業年度	22
その他業務収支	当事業年度	△337
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	337

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	27,038	292	2.16
うち貸出金	当事業年度	—	—	—
うち買現先勘定	当事業年度	—	—	—
うち預け金	当事業年度	855	2	0.47
資金調達勘定	当事業年度	3,099	15	0.96
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	3,099	15	0.96
うち借用金	当事業年度	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。  
 2. 当事業年度は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 6 カ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。  
 3. 上記のほかに、資金運用勘定のうち有価証券については、平均残高が 26,183 百万円、利息が 290 百万円、利回りが 2.22% であります。

ウ 有価証券の状況

種類	平成21年3月31日現在残高
	金額（百万円）
国債	21,156
地方債	—
社債	3,105
その他の証券	953
合計	25,214

⑥ 信用保険等業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	1,765
うち資金運用収益	当事業年度	1,765
うち資金調達費用	当事業年度	—
保険引受収支	当事業年度	△627,244
うち保険引受収益	当事業年度	90,020
うち保険引受費用	当事業年度	717,264
その他業務収支	当事業年度	—
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	—

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	815,246	1,765	0.43
うち貸出金	当事業年度	52,857	43	0.16
うち買現先勘定	当事業年度	—	—	—
うち預け金	当事業年度	762,388	1,721	0.45
資金調達勘定	当事業年度	—	—	—
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	—	—	—
うち借用金	当事業年度	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別保険引受残高の状況

種類	平成21年3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	34,578,909	100.00
製造業	8,506,219	24.59
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	63,858	0.18
建設業	7,898,630	22.84
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	1,649,420	4.77
卸売・小売業	10,538,264	30.47
金融・保険業	—	—
不動産業	1,480,535	4.28
各種サービス業	4,369,187	12.63
地方公共団体	—	—
その他	72,793	0.21
海外	—	—
合計	34,578,909	100.00

(注) 1. 業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。

2. 上記以外に、機械保険経過業務の保険引受残高321,942百万円があります。

⑦ 国際協力銀行業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	27,543
うち資金運用収益	当事業年度	93,554
うち資金調達費用	当事業年度	66,011
役務取引等収支	当事業年度	3,118
うち役務取引等収益	当事業年度	3,697
うち役務取引等費用	当事業年度	578
その他業務収支	当事業年度	△2,593
うちその他業務収益	当事業年度	259
うちその他業務費用	当事業年度	2,852

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	6,623,700	93,554	2.83
うち貸出金	当事業年度	6,525,668	93,512	2.87
うち買現先勘定	当事業年度	—	—	—
うち預け金	当事業年度	83,569	42	0.10
資金調達勘定	当事業年度	5,647,807	66,011	2.34
うち短期社債	当事業年度	—	—	—
うち社債	当事業年度	2,107,920	28,806	2.74
うち借用金	当事業年度	3,539,887	24,392	1.38

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別貸出金残高の状況

種類	平成21年3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	1,929,003	26.62
製造業	446,649	6.16
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	234,883	3.24
建設業	1,964	0.02
電気・ガス・熱供給・水道業	55,139	0.76
情報通信業	4,385	0.06
運輸業	75,622	1.04
卸売・小売業	711,935	9.82
金融・保険業	356,728	4.92
不動産業	—	—
各種サービス業	41,693	0.57
地方公共団体	—	—
その他	—	—
海外	5,316,183	73.37
海外円借款、国内店名義現地貸	5,316,183	73.37
合計	7,245,187	100.00

- (注) 1. 業種区分は、国際協力銀行業務におけるものであります。  
 2. 上記数値は、償却実施前の計数であり、償却額は2,119百万円であります。  
 3. 「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付を行う場合を指しております。

エ 国別融資残高状況（平成21年3月31日現在残高）

国名	金額（百万円）	残高に占める割合（%）
インドネシア	781,467	10.79
ブラジル	736,865	10.17
ロシア	543,829	7.51
イラン	439,391	6.06
サウジアラビア	401,862	5.55
アメリカ	353,729	4.88
アラブ首長国連邦	350,385	4.84
オーストラリア	335,247	4.63
中国	300,190	4.14
フィリピン	293,255	4.05
その他	2,708,959	37.39
合計	7,245,187	100.00

- (注) 1. 原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。  
 2. 上記数値は償却実施前の計数であり、償却額は2,119百万円であります。

#### 才 有価証券の状況

種類	平成21年3月31日現在残高
	金額（百万円）
国債	—
地方債	—
社債	—
その他の証券	10,920
合計	10,920

#### (参考) 国際協力銀行業務における自己資本比率の状況

当公庫及び各業務は、いずれも銀行法の適用を受けませんが、国際協力銀行業務では、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。なお、本自己資本比率の算出に際しては、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

項目		平成 21 年 3 月 31 日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金、積立金、準備金、繰越利益剰余金	1,774,930
	国庫納付金	13,419
	計 (A)	1,761,511
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—
	一般貸倒引当金（含む職住貸付引当金） (但、(E) の 1.25% が上限)	18,456
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	—
	計	18,456
	うち自己資本への算入額 (B)	18,456
	控除項目 (C)	—
	(A) + (B) - (C) (D)	1,779,967
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,240,145
	オフ・バランス取引等項目	166,527
	オペレーションナル・リスク相当額に係る額	124,506
	計 (E)	8,531,179
自己資本比率（国際統一基準） (D) / (E) × 100 (%)		20.86
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (E) × 100 (%)		20.64

(8) 危機対応円滑化業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	2
うち資金運用収益	当事業年度	674
うち資金調達費用	当事業年度	671
役務取引等収支	当事業年度	23
うち役務取引等収益	当事業年度	23
うち役務取引等費用	当事業年度	—
その他業務収支	当事業年度	△3
うちその他業務収益	当事業年度	—
うちその他業務費用	当事業年度	3

イ 資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	当事業年度	172,414	674	0.78
うち貸出金	当事業年度	172,414	674	0.78
うち買現先勘定	当事業年度	—	—	—
うち預け金	当事業年度	—	—	—
資金調達勘定	当事業年度	172,414	671	0.77
うち短期社債	当事業年度	57,656	71	0.24
うち社債	当事業年度	—	—	—
うち借用金	当事業年度	114,757	600	1.04

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算の上、数値を記載しております。

ウ 業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、平成21年3月31日現在の貸出金残高は、1兆4,301億円となっております。

エ 損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、平成21年3月31日現在の損害担保契約の補償引受残高は、1,541億円となっております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当公庫における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当公庫では、平成 20 年 10 月の設立時に策定した経営理念（基本理念・活動指針）の下、平成 21 年 3 月 17 日の取締役会において、平成 21 年度以降の経営方針、業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

### （1）経営方針

- ① 政策実施機関として、政策金融を機動的かつ効率的に実施します。特に、平成 21 年度は、世界規模の不況に対応して、国内の中小・小規模企業/事業者及び農林水産企業/事業者に対する金融を強化します。
- ② 海外での重要な資源の確保やわが国産業の国際競争力の維持・向上並びに国際金融秩序の安定に向けての金融を強化します（大企業等の資金調達困難化への特例対応も行います）。
- ③ コーポレート・ガバナンスを重視し、体制を整備・強化します。
- ④ 日本政策金融公庫としての一体性と各事業の独立性を包含した経営体制を実現・推進します。

### （2）業務運営計画

- ◆ 国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、政策金融を機動的に実施します。
- ◆ 株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、透明性の高い効率的な事業運営に努め、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

- ① 政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供

4つの政策金融機関を統合した新たな政策金融機関として、その総合力を発揮し、政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供に努めます。

ア 政策金融として資金を安定供給します。

(ア) 政策金融としてお客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給します。

(イ) 国際部門においては、日本にとって重要な資源の開発及び取得、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する事業に対し適切かつ機動的に資金を供給します。

イ 危機や緊急経済対策等の喫緊の特定・重点的政策に対応し、機動的に資金を供給します。

(ア) セーフティネット機能を発揮し、経済、金融環境の悪化の中で資金繰りにお困りのお客さまへの万全な支援を行います。また、災害等の影響を受けられたお客さまの資金ニーズにも的確に対応します。

(イ) 国際金融秩序の混乱への対処など、危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務を実施します。

ウ 充実したサービスや情報を提供します。

常にお客さまのニーズの把握に努め、サービスを拡充します。

(ア) ビジネスマッチングの推進

各事業本部及び国際協力銀行が有するノウハウ・情報を相互に活用し、連携体制を確立することにより、お客さま同士の引き合わせ、有益な情報提供を行います。

(イ) 経営相談のサービス拡充

お客さまのニーズに応えられる高度な見識を持つための教育制度を充実させることにより、経営相談のサービス拡充を図ります。

(ウ) 海外進出企業へのサービス

中小企業事業本部等から国際協力銀行へのお客さま紹介、海外現地政策金融機関との連携、海外現地法人への情報提供・課題解決支援を推進します。

(エ) 新しい施策アイデアを生むための体制の整備

各事業本部及び国際協力銀行が連携して取り組んでいく体制を整備することにより、効果的な施策の実行に寄与するための新商品やお客さまのニーズに対応する新たな支援ツールを企画・提供します。

エ 民間金融機関の補完に努めます。

民間金融機関や地域の諸機関と連携して、お客さまへのサービスを提供します。

② 組織・業務の合理化・効率化

組織・業務の合理化・効率化を進めることにより、お客さまのご要望に、より適時・的確に対応できる体制を整えます。

ア 組織、業務のやり方、職務権限・責任を統一的な考え方に基づいて見直し、BPR手法により事務・業務を合理化、簡素化します。

(ア) 職務権限と責任を明確化します。

(イ) 仕事のやり方を見直し効率化を図ります。

(ウ) 意思決定の透明化・迅速化を図ります。

(エ) 管理部門事務の統合（一元化）を進めます。

イ 計画的・整合的なシステム開発を推進します。

(ア) グループウェアの統合化をはじめとして、共通するシステムのインフラを整備します。

(イ) 顧客情報の共有化など、共通する業務のシステムを整備します。

(ウ) システム部門の業務の合理化・効率化を推進します。

③ 人材育成・能力開発

職員一人ひとりの能力・やる気を更に高め、お客さまからより信頼いただける公庫を目指します。

ア 能力主義・成果主義を取り入れた人事・給与制度を確立します。

職務（責任）と業績に応じた給与体系への変更や透明かつ公正な能力・業績評価の導入に取り組みます。

イ 職場における女性の活躍を推進します。

総裁を本部長とする女性活躍推進本部やその諮問機関としての女性活躍推進委員会を設置し、女性活躍推進に向けての対策を順次実施していきます。

#### 4 【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当公庫は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

##### (1) 日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1企業の概況 3事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフティネット機能の発揮等、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

###### ①政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述（第1企業の概況 2沿革）のとおりです。

なお、統合前機関（旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行）が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第2号に「現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条及び第24条には、当該債券を当公庫の社債とするみなし規定及び独立行政法人国際協力機構との連帶債務規定（旧国際協力銀行が発行した債券に限る。）が置かれております。

また、行政改革推進法において、平成24年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合するものとすると定められております。

###### ②経済対策等への対応による影響について

平成20年度においては、世界金融危機と世界同時不況のなかで、わが国経済もまた内需の停滞と外需の急減速に直面し、金融環境も厳しいものとなりました。政府は三度にわたる経済対策を実施しましたが、当公庫も政策金融機関として、政策金融機能を適切に発揮しております。

こうした経済危機等の状況下においては、国の政策のもと、「危機対応円滑化業務」や「緊急保証制度」の実施、「セーフティネット貸付」の拡充、「国際金融秩序安定化への貢献」に対する取組強化等をはじめとして、セーフティネット機能を機動的に発揮し、当公庫の出融資実績や保険引受実績は増加することとなります。

また、経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等が実施されることがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

###### ③法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 各業務におけるリスクについて

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続きを策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております（当該内容は後述「6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況③内部管理上の重点6分野 イ リスク管理」をご参照ください。）。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期されないリスクを管理することは困難であり、当公庫の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

### ①国民一般向け業務のリスクについて

#### ア 信用リスク

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中ではなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

#### イ 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが発生します。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

#### ウ 流動性リスク

当業務では、預金受入れを行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### エ オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。特に、事務リスク、システムリスクについては、以下のとおりです。

##### （事務リスク）

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

#### (システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、信頼性の高い情報システムの維持管理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、①情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害、顧客情報の漏えい等の未然防止及び情報システムの維持向上に努めるとともに、②災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

### ②農林水産業者向け業務のリスクについて

#### ア 信用リスク

当業務は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、融資先等の経営状況が悪化して資産の価値が減少又は消失し損失を被る信用リスクを負っております。

このため、適切な融資審査、期中管理、貸倒引当金の計上及び不良債権の償却の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、貸倒実績率の悪化により貸倒引当金が増加する可能性があります。

#### イ 市場リスク

当業務は、国内融資業務等に限定され、為替リスクや価格変動リスクを負っていませんが、金利変動による損失を被る可能性があります。

資産と負債のデュレーションを合わせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっていますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーションギャップが生じるため、再調達時の金利リスクを負っております。また、繰上償還が生じることにより、再運用時の金利リスクを負っております。

#### ウ 流動性リスク

当業務では、預金受入れを行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。特に、事務リスク、システムリスクについては、以下のとおりです。

#### (事務リスク)

当業務では、事務リスクを軽減するため、すべての事務について内部規定、マニュアル等を整備し、事務の内容や決裁権限を明確化しております。また、事務処理における相互チェックの実施、コンピュータシステムによる段階ごとのチェック機能の設定等により、事務リスクの軽減に努めておりますが、不測の事態等において、それに応じた損失が発生する可能性があります。

#### (システムリスク)

当業務では、システムリスクを軽減するため、次のとおりシステムの安定稼動及び情報資産の安全確保に努めております。しかしながら、不測の事態等により障害が発生した場合、障害の規模によっては、損失が発生する可能性があります。

- ア コンピュータウイルスやハッカーなどの脅威からシステムを守るために、適切な電子的侵入防止策を施しております。
- イ センターコンピュータは二重化し、一組を遠隔地（バックアップセンター）に配置しております。同様にデータ及びソフトウェアも複製して遠隔地保管しており、災害などによる本店設置のセンターコンピュータシステムのダウンに備えております。

### ③中小企業者向け業務及び信用保険等業務のリスクについて

#### ア 信用リスク

当業務は、融資業務及び証券化支援業務において、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、⑤民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

#### イ 信用保険引受リスク

信用保険等業務は、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

#### ウ 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成されております。

当業務は、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を探っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが発生します。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、当業務が負う為替リスクについては外貨建て社債発行に伴うものが該当しますが、当該リスクは通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用してフルヘッジしております。

#### エ 流動性リスク

当業務の財務内容の悪化等により必要な資金確保に支障が生じ資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、①綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、並びに、②国の財政投融資計画に基づき財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段を資金調達の柱としていることから、流動性リスクは限定的と考えておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### オ オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。特に、事務リスク、システムリスクについては、以下のとおりです。

##### (事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る事務リスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

#### (システムリスク)

当業務は、情報システム等の不備等に伴い損失を被るリスク、並びに電磁情報及び情報システム等が不正に利用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、中核機器は厳格な入退室管理が行われる独立したスペースに配置してセキュリティを確保するなどの対応を行っております。また、大規模災害などに備えたバックアップセンターを整備し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

#### ④国際協力銀行業務のリスクについて

##### ア 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当業務が損失を被るリスクであります。

当業務の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク及びコーポレートリスクが挙げられます。当業務が行っている対外経済取引の支援や海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、信用供与先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは、外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業向け与信に伴うリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスクを指しております。

##### イ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因して当業務の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。当業務においては、以下の対応を推進することにより、当該リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

###### （為替リスク）

当業務では、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクをフルヘッジする方針をとっております。

###### （金利リスク）

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

（i）円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っておりますが、当業務においては、現状、貸付・調達の期間がおおむね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

（ii）外貨貸付業務においては原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしております。

##### ウ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

#### (資金繰りリスク)

当業務は、預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、社債が中心であり、融資は長期貸付のため、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

#### (市場流動性リスク)

市場の混乱等により、資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、資金調達費用が増加する可能性があります。

#### エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。特に、事務リスク、システムリスクについては、以下のとおりであります。

#### (事務リスク)

事務リスクについては、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと、又は外生的事象により損失を被る可能性があります。

#### (システムリスク)

システムリスクについては、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被る可能性があります。ただし、当業務は決済機能を有していないため、システムリスクは限定的となっております。

### ⑤危機対応円滑化業務のリスクについて

#### ア 信用リスク

当業務は、指定金融機関に対して、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸付けを行つております、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難な状況になり損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

#### イ 市場リスク

当業務は、指定金融機関に対する貸付けを行つております、調達については、財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間は一致させており、また、調達コストは貸付金利息等で回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

なお、当業務は外貨建ての資産及び負債はありませんので、為替リスクは存在しません。

#### ウ 流動性リスク

当業務の財務内容の悪化等により必要な資金確保に支障が生じ資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

なお、①国の財政投融資計画に基づき財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段により調達を行つていること、②指定金融機関に対する補償金支払資金等についての手元流動性の確保から、流動性リスクは限定的と考えておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。特に、事務リスクについては以下のとおりです。

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る事務リスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の実態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

**5 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、当事業年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間となっております。また当公庫は平成20年10月1日に設立され、第1期を平成20年10月1日から平成21年3月31日までとしており、財務諸表作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

### (1) 平成21年3月期の経営成績の分析

#### ①主な収支

平成21年3月期は、資金運用収支が1,043億円の黒字、役務取引等収支が4億円の赤字、保険引受収支が6,272億円の赤字、その他業務収支が31億円の赤字となり、粗利益は5,265億円の赤字となりました。これから営業経費674億円を控除した結果、業務純益は5,939億円の赤字となりました。特別損益を含めた当期純損失は6,554億円となりました。

	当事業年度（平成21年3月期）
資金運用収支（億円） ①	1,043
資金運用収益（億円）	2,598
資金調達費用（億円）	1,555
役務取引等収支（億円） ②	△4
役務取引等収益（億円）	39
役務取引等費用（億円）	44
保険引受収支（億円） ③	△6,272
保険引受収益（億円）	900
保険引受費用（億円）	7,172
その他業務収支（億円） ④	△31
その他業務収益（億円）	2
その他業務費用（億円）	33
粗利益（億円） ⑤ （＝①+②+③+④）	△5,265
営業経費（億円） ⑥	674
業務純益（億円） ⑤-⑥	△5,939
政府補給金収入（億円）	269
その他経常収支（億円）	△971
その他経常収益（億円）	6
その他経常費用（億円）	977
経常損失（△）（億円）	△6,640
特別損益（億円）	86
当期純損失（△）（億円）	△6,554

## ②与信関係費用

平成21年3月期の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額71億円、個別貸倒引当金繰入額778億円、特定海外債権引当勘定28億円を合せた878億円となりました。貸出金償却14億円、株式等償却5億円、国債等債券償却は4億円となり、償却債権取立益37億円はあったものの、与信関係費用全体としては865億円となりました。

勘定別の与信関係費用については、国民一般向け業務が380億円、農林水産業者向け業務が△4億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が501億円、中小企業者向け証券化支援買取業務が4億円、国際協力銀行業務が△21億円、危機対応円滑化業務が5億円となりました。

		当事業年度（平成21年3月期）
貸倒引当金繰入額（億円）	①	878
一般貸倒引当金繰入額（億円）		71
個別貸倒引当金繰入額（億円）		778
特定海外債権引当勘定（億円）		28
貸出金償却（億円）	②	14
株式等償却（億円）	③	5
国債等債券償却（億円）	④	4
償却債権取立益（億円）	⑤	37
与信関係費用（億円）（注） （=①+②+③+④-⑤）		865

（注）危機対応円滑化業務における補償損失引当金繰入額30億円については含んでおりません。

## (2) 平成21年3月期の財政状態の分析

### ①貸出金

平成21年3月期末の貸出金残高は、24兆49億円となり、期初（平成20年10月1日時点）と比較して、1兆5,098億円の増加となっております。

勘定別では、国民一般向け業務が期初比1,181億円減の7兆1,908億円、農林水産業者向け業務が580億円減の2兆7,211億円、中小企業者向け融資証券化支援保証業務が426億円増の5兆4,198億円、中小企業者向け証券化支援買取業務は期初期末とも貸出金残高はなく、信用保険等業務が2,193億円減で0円、国際協力銀行業務が4,326億円増の7兆2,430億円、危機対応円滑化業務が期初0円から期末では1兆4,301億円と増加しております。

	当事業年度末（平成21年3月末）
貸出金残高（未残）（億円）	240,049
うちリスク管理債権（億円）	15,195

### ○リスク管理債権の状況

当公庫は、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準を策定し、債務者区分及び資産分類を実施しております。

#### ア 国民一般向け業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破綻先債権額（億円）	433
延滞債権額（億円）	1,638
3ヶ月以上延滞債権額（億円）	2
貸出条件緩和債権額（億円）	3,099
合計（億円）	5,174

貸出金残高（未残）（億円）	71,908
貸出金残高比（%）	7.19

#### イ 農林水産業者向け業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破綻先債権額（億円）	12
延滞債権額（億円）	760
3ヶ月以上延滞債権額（億円）	38
貸出条件緩和債権額（億円）	248
合計（億円）	1,060

貸出金残高（未残）（億円）	27,211
貸出金残高比（%）	3.89

ウ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破綻先債権額（億円）	542
延滞債権額（億円）	4,583
3ヶ月以上延滞債権額（億円）	—
貸出条件緩和債権額（億円）	1,531
合計（億円）	6,656

貸出金残高（未残）（億円）	54,198
貸出金残高比（%）	12.28

エ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務については、平成21年3月31日現在においてリスク管理債権の残高がありません。

オ 信用保険等業務

信用保険等業務については、平成21年3月31日現在においてリスク管理債権の残高がありません。

カ 国際協力銀行業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破綻先債権額（億円）	269
延滞債権額（億円）	1,106
3ヶ月以上延滞債権額（億円）	—
貸出条件緩和債権額（億円）	928
合計（億円）	2,304

貸出金残高（未残）（億円）	72,430
貸出金残高比（%）	3.18

キ 危機対応円滑化業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破綻先債権額（億円）	—
延滞債権額（億円）	—
3ヶ月以上延滞債権額（億円）	—
貸出条件緩和債権額（億円）	—
合計（億円）	—

貸出金残高（未残）（億円）	14,301
貸出金残高比（%）	—

○金融再生法開示債権の状況

ア 国民一般向け業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	1,399
危険債権（億円）	682
要管理債権（億円）	3,101
合計（A）（億円）	5,184
正常債権（億円）	66,822

総与信残高（未残）（億円）	72,006
総与信残高比（%）	7.19

貸倒引当金（B）（億円）	611
引当率（B/A×100）（%）	11.78

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

イ 農林水産業者向け業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	93
危険債権（億円）	679
要管理債権（億円）	287
合計（A）（億円）	1,060
正常債権（億円）	26,322

総与信残高（未残）（億円）	27,382
総与信残高比（%）	3.87

貸倒引当金（B）（億円）	158
引当率（B/A×100）（%）	14.95

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

ウ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	1,163
危険債権（億円）	3,973
要管理債権（億円）	1,531
合計（A）（億円）	6,667
正常債権（億円）	48,058

総与信残高（未残）（億円）	54,726
総与信残高比（%）	12.18

貸倒引当金（B）（億円）	1,308
引当率（B/A×100）（%）	19.62

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

#### エ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務については、平成 21 年 3 月 31 日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

#### オ 信用保険等業務

信用保険等業務については、平成 21 年 3 月 31 日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

#### カ 国際協力銀行業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	269
危険債権（億円）	1,106
要管理債権（億円）	928
合計（A）（億円）	2,304
正常債権（億円）	87,076

総与信残高（未残）（億円）	89,380
総与信残高比（%）	2.57

貸倒引当金（B）（億円）	939
引当率（B/A×100）（%）	40.77

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

#### キ 危機対応円滑化業務

債務者区分	当事業年度末（平成21年3月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	—
危険債権（億円）	—
要管理債権（億円）	—
合計（A）（億円）	—
正常債権（億円）	14,301

総与信残高（未残）（億円）	14,301
総与信残高比（%）	—

貸倒引当金（B）（億円）	—
引当率（B/A×100）（%）	—

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

## ②証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、世界的な金融危機に起因する証券化市場の混乱等が続き、新規案件組成に至らなかつことにより、平成21年3月期末の保証債務残高は、平成21年3月期の期初と比較して158億円減少し416億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、平成21年3月期は、世界的な金融危機に起因する証券化市場の混乱等が続き、新規案件組成に至らなかつこと及び資産内容の劣化に伴う有価証券償却を行つたことから、平成21年3月期末の資産担保証券（社債）残高は、平成21年3月期の期初と比較して3億円減少し31億円となっており、平成21年3月期末の信託受益権（その他証券）残高は、平成21年3月期の期初と比較して9億円減少し9億円となっております。

## ③信用保険

平成21年3月期は、経済対策実施に伴う緊急保証に係る保険引受の増加から、平成21年3月期末の保険引受残高は、平成21年3月期の期初と比較して5兆616億円増加し34兆9,008億円となっております。

## ④政府からの補給金及び出資金

平成21年3月期における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が45億円、農林水産業者向け業務が98億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が123億円、危機対応円滑化業務が2億円、当公庫全体で269億円となっております。

また、平成21年3月期における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が647億円、農林水産業者向け業務が77億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が796億円、信用保険等業務が7,584億円、国際協力銀行業務が300億円、危機対応円滑化業務が315億円、当公庫全体で9,721億円となっております。

### (3) 平成21年3月期のキャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務が△81,757百万円、農林水産業者向け業務が16,694百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が△88,776百万円、中小企業者向け証券化支援買取業務が△1,592百万円、信用保険等業務が△737,277百万円、国際協力銀行業務が△24,379百万円、危機対応円滑化業務が171百万円となり、当公庫全体では△916,916百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務が△1,504百万円、農林水産業者向け業務が△435百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が50百万円、中小企業者向け証券化支援買取業務が1,325百万円、信用保険等業務が△213百万円、国際協力銀行業務が△1,740百万円、危機対応円滑化業務が0百万円となり、当公庫全体では△2,517百万円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務が64,275百万円、農林水産業者向け業務が7,675百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が79,440百万円、中小企業者向け証券化支援買取業務が0百万円、信用保険等業務が758,292百万円、国際協力銀行業務が29,940百万円、危機対応円滑化業務が31,551百万円となり、当公庫全体では971,174百万円となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、国民一般向け業務が13,524百万円、農林水産業者向け業務が38,065百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が38,563百万円、中小企業者向け証券化支援買取業務が134百万円、信用保険等業務が26,043百万円、国際協力銀行業務が239,218百万円、危機対応円滑化業務が31,722百万円となり、当公庫全体では387,271百万円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

平成21年3月期における設備投資等の概要是、以下のとおりであります。

##### (1) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額	内容
国民一般向け業務	1,803	情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	994	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,078	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	0	情報システム関連投資等
信用保険等業務	606	情報システム関連投資等
国際協力銀行業務	429	本店内工事等
危機対応円滑化業務	—	—
計	4,911	—

##### (2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

(単位：百万円)

業務	処分（売却及び除却）した設備の総額	内容
国民一般向け業務	30	甲府支店店舗除却等
農林水産業者向け業務	8	さいたま支店店舗除却等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	12	本店店舗除却等
中小企業者向け証券化支援買取業務	—	—
信用保険等業務	0	本店店舗除却等
国際協力銀行業務	33	大阪支店店舗除却等
危機対応円滑化業務	—	—
計	85	—

#### 2【主要な設備の状況】

平成21年3月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉宅等	257,563	94,505	18,013	415	112,934	4,534

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

##### (2) 農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉宅等	62,283	40,996	2,695	184	43,875	873

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )		帳簿価額(百万円)			
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉庫等	92,971	57,095	5,043	269	62,408	1,643

(注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

2. 従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )		帳簿価額(百万円)			
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉庫等	7,783	21,868	514	34	22,417	312

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(6) 国際協力銀行業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )		帳簿価額(百万円)			
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉庫等	27,298	33,881	3,798	405	38,086	636

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(7) 危機対応円滑化業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m <sup>2</sup> )		帳簿価額(百万円)			
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・倉庫等	—	—	—	—	—	8

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成21年8月31日現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	3,625	272	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

(2) 農林水産業者向け業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	824	82	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	1,366	227	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	174	12	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

(6) 國際協力銀行業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	1,493	78	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

(7) 危機対応円滑化業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	70	22	自己資金	—	—

(注) 上記設備の新設・改修等の計画は、平成21年4月から平成22年3月のものであります。

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

###### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,683,925,630,964
計	12,683,925,630,964

###### ② 【発行済株式】

種類	発行数（株） (平成21年8月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	5,835,982,407,741	非上場	権利内容になんら限定のない当公 庫における標準的な株式であります。 なお、単元株制度は採用して おりません。
計	5,835,982,407,741	—	—

(注) 1. 公庫法第3条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

2. 統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付で当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式(3,170,981,407,741株)を日本国政府に無償譲渡しております。

###### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

###### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成20年 10月1日 (注) 2.	3,170,981,407,741	3,170,981,407,741	2,238,404	2,238,404	932,577	932,577
平成20年 10月21日 (注) 3.	468,000,000 651,000,000	3,172,100,407,741	468 651	2,239,523	— —	932,577
平成20年 12月3日 (注) 4.	12,740,000,000 1,260,000,000 393,900,000,000	3,580,000,407,741	12,740 1,260 —	2,253,523	— — 393,900	1,326,477
平成21年 1月28日 (注) 9.	—	—	—	—	△218,338	1,108,138
平成21年 3月9日 (注) 5.	12,600,000,000 6,300,000,000 52,400,000,000 10,000,000,000	3,661,300,407,741	12,600 6,300 52,400 10,000	2,334,823	— — — —	1,108,138
平成21年 3月24日 (注) 6.	39,444,000,000 1,000,000,000 26,000,000,000 364,500,000,000 20,000,000,000 30,900,000,000	4,143,144,407,741	39,444 1,000 26,000 — 20,000 30,900	2,452,167	— — — 364,500 — —	1,472,638
平成21年 6月5日 (注) 7.	665,000,000 450,000,000 52,300,000,000 10,960,000,000	4,207,519,407,741	665 450 — 10,960	2,464,242	— — 52,300 —	1,524,938
平成21年 6月15日 (注) 10.	—	—	—	—	△1,119,135	405,803
平成21年 8月6日 (注) 8.	105,163,000,000 85,000,000,000 1,053,600,000,000 384,700,000,000	5,835,982,407,741	105,163 85,000 — 384,700	3,039,105	— — 1,053,600 —	1,459,403

(注) 1. 資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金（国民一般向け業務）が含まれております。

2. 発行済株式総数、資本金及び資本剰余金の増加は会社設立によるものであります。

なお、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付で当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式を日本国政府に無償譲渡しております。

当公庫の定款附則第3条に基づき、設立時において、資本金は2,238,404百万円、資本準備金は751,077百万円、経営改善資金特別準備金は181,500百万円としております。

3～8. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第4条第3項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、各日付において同日に以下の業務ごとに取締役会決議を行なっております。

なお、株式発行価格はすべて1円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金（資本準備金）組入れとしております。

3. (農林水産業者向け業務)  
 　(危機対応円滑化業務) 増加株式数： 468百万株 (割当比率1:0. 0001)
4. (国民一般向け業務)  
 　(中小企業者向け業務)  
 　(信用保険等業務) 増加株式数： 12, 740百万株 (割当比率1:0. 0004)
5. (国民一般向け業務)  
 　(農林水産業者向け業務)  
 　(中小企業者向け業務)  
 　(国際協力銀行業務) 増加株式数： 1, 260百万株 (割当比率1:0. 0003)
- 增加株式数： 393, 900百万株 (割当比率1:0. 1241)
- 增加株式数： 12, 600百万株 (割当比率1:0. 0035)
- 增加株式数： 6, 300百万株 (割当比率1:0. 0017)
- 增加株式数： 52, 400百万株 (割当比率1:0. 0146)
- 增加株式数： 10, 000百万株 (割当比率1:0. 0027)
6. (国民一般向け業務)  
 　(農林水産業者向け業務)  
 　(中小企業者向け業務)  
 　(信用保険等業務)  
 　(国際協力銀行業務)  
 　(危機対応円滑化業務) 増加株式数： 39, 444百万株 (割当比率1:0. 0107)
- 增加株式数： 1, 000百万株 (割当比率1:0. 0002)
- 增加株式数： 26, 000百万株 (割当比率1:0. 0071)
- 增加株式数： 364, 500百万株 (割当比率1:0. 0995)
- 增加株式数： 20, 000百万株 (割当比率1:0. 0054)
- 增加株式数： 30, 900百万株 (割当比率1:0. 0084)
7. (農林水産業者向け業務)  
 　(中小企業者向け業務)  
 　(信用保険等業務)  
 　(危機対応円滑化業務) 増加株式数： 665百万株 (割当比率1:0. 0001)
- 增加株式数： 450百万株 (割当比率1:0. 0001)
- 增加株式数： 52, 300百万株 (割当比率1:0. 0126)
- 增加株式数： 10, 960百万株 (割当比率1:0. 0026)
8. (国民一般向け業務)  
 　(中小企業者向け業務)  
 　(信用保険等業務)  
 　(危機対応円滑化業務) 増加株式数： 105, 163百万株 (割当比率1:0. 0249)
- 增加株式数： 85, 000百万株 (割当比率1:0. 0202)
- 增加株式数： 1, 053, 600百万株 (割当比率1:0. 2504)
- 增加株式数： 384, 700百万株 (割当比率1:0. 0914)
9. 資本剰余金の減少は、統合前の中小企業金融公庫信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業に係る平成20年度当期損失金218, 338百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
10. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成21年3月期の利益剰余金△1, 119, 135百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
11. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
国民一般向け業務	748, 133, 000, 000	566, 633	181, 500
農林水産業者向け業務	325, 400, 000, 000	325, 400	-
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	659, 885, 000, 000	659, 885	-
中小企業者向け証券化支援買取業務	24, 476, 000, 000	24, 476	-
信用保険等業務	2, 615, 377, 407, 741	-	1, 277, 903
国際協力銀行業務	1, 035, 500, 000, 000	1, 035, 500	-
危機対応円滑化業務	427, 211, 000, 000	427, 211	-

※業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。

(5) 【所有者別状況】

(平成21年8月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	個人以外	個人		
株主数(人)	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	5,835,982,407,741	—	—	—	—	—	—	5,835,982,407,741	—
所有株式数の割合(%)	100.00	—	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(6) 【大株主の状況】

(平成21年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号	5,835,982,407,741	100.00
計	—	5,835,982,407,741	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年8月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式5,835,982,407,741	5,835,982,407,741	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式5,835,982,407,741	—	—
総株主の議決権	—	5,835,982,407,741	—

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

**2 【自己株式の取得等の状況】**

**【株式の種類等】**

該当事項はありません。

(1) **【株主総会決議による取得の状況】**

該当事項はありません。

(2) **【取締役会決議による取得の状況】**

該当事項はありません。

(3) **【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】**

該当事項はありません。

(4) **【取得自己株式の処理状況及び保有状況】**

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法第446条が準用されることとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

- ①零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3ヵ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。
- ②零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は上記のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、国庫納付の実績につきましては、国際協力銀行業務において、平成21年6月30日に13,419百万円の国庫納付を行っております。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 総裁	—	安居 祥策	昭和10年1月16日生	昭和32年4月 帝人株式会社入社 平成9年6月 同 代表取締役社長 平成13年11月 同 代表取締役会長 平成17年6月 同 相談役 平成19年1月 中小企業金融公庫 総裁 平成20年10月 当公庫代表取締役総 裁(現職)	(注) 1.	—
代表取締役 副総裁	—	細川 興一	昭和22年6月17日生	昭和45年4月 大蔵省入省 平成19年4月 財団法人新エネルギー 一財團顧問 平成20年10月 当公庫代表取締役副 総裁(現職)	(注) 1.	—
代表取締役 副総裁	国際協力銀行 経営責任者	渡辺 博史	昭和24年6月26日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成20年4月 一橋大学大学院商学 研究科教授 平成20年10月 当公庫代表取締役副 総裁・国際協力銀行 経営責任者(現職)	(注) 1.	—
代表取締役 専務取締役	中小企業事業 本部長	勝野 龍平	昭和27年4月25日生	昭和51年4月 通商産業省入省 平成19年7月 経済産業省大臣官房 地域経済産業審議官 平成20年7月 中小企業金融公庫 理事 平成20年10月 当公庫代表取締役専 務取締役・中小企業 事業本部長(現職)	(注) 1.	—
代表取締役 専務取締役	農林水産事業 本部長	坂野 雅敏	昭和21年11月22日生	昭和45年4月 農林省入省 平成15年7月 大臣官房技術総括審 議官 平成17年8月 農林漁業金融公庫 理事 平成20年10月 当公庫代表取締役専 務取締役・農林水産 事業本部長(現職)	(注) 1.	—
代表取締役 専務取締役	国民生活事業 本部長	村瀬 吉彦	昭和27年12月8日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成19年7月 東京国税局長 平成20年7月 国民生活金融公庫 理事(非常勤) 平成20年10月 当公庫代表取締役専 務取締役・国民生活 事業本部長(現職)	(注) 1.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 専務取締役	国際協力銀行 経営責任者 補佐	森田 嘉彦	昭和22年3月7日生	昭和44年4月 日本輸出入銀行入行 平成12年4月 国際協力銀行開発金融研究所長 平成12年10月 同 理事 平成16年10月 同 副総裁 平成20年10月 当公庫代表取締役専務取締役・国際協力銀行経営責任者補佐(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	企画管理 本部長	板東 一彦	昭和29年3月10日生	昭和52年4月 通商産業省入省 平成18年1月 経済産業省大臣官房審議官 平成19年7月 中小企業金融公庫理事 平成20年10月 当公庫常務取締役・企画管理本部長(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	—	大村 雅基	昭和28年1月21日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成16年7月 アジア開発銀行理事 平成20年7月 国際協力銀行理事 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	—	谷川 浩道	昭和28年7月17日生	昭和51年4月 大蔵省入省 平成20年7月 財務省大臣官房審議官 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	—	飛田 康隆	昭和22年1月23日生	昭和46年4月 国民金融公庫入庫 平成16年4月 国民生活金融公庫総合企画部長 平成18年6月 同 理事 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	—	中村 吉夫	昭和27年12月24日生	昭和52年4月 厚生省入省 平成19年1月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注) 1.	—
常務取締役	—	藤塚 明	昭和28年1月10日生	昭和51年4月 大蔵省入省 平成18年8月 商工組合中央金庫特別参与 平成20年6月 中小企業金融公庫理事 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注) 1.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務取締役	—	村瀬 卓男	昭和21年10月2日生	昭和46年7月 中小企業金融公庫入庫 平成14年3月 同 総務部長 平成16年5月 同 理事 平成20年10月 当公庫常務取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	星 文雄	昭和22年5月14日生	昭和48年4月 日本輸出入銀行入行 平成14年11月 国際協力銀行アジア・大洋州地域外事審議役 平成16年10月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	松井 哲夫	昭和30年12月11日生	昭和53年4月 通商産業省入省 平成19年7月 総務省大臣官房審議官(情報通信政策局担当) 平成20年7月 中小企業金融公庫参事役 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	松本 敏夫	昭和26年3月12日生	昭和48年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成17年4月 同 融資業務部長 平成19年4月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	皆川 博美	昭和27年9月15日生	昭和50年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成18年4月 同 顧客支援部長 平成19年9月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	宮原 正治	昭和26年4月1日生	昭和49年4月 国民金融公庫入庫 平成20年7月 国民生活金融公庫特別参与 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	茂木 博夫	昭和23年9月27日生	昭和47年4月 国民金融公庫入庫 平成19年3月 国民生活金融公庫業務第一部長 平成20年7月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
取締役	—	中村 邦夫	昭和14年7月5日生	昭和37年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成18年6月 同 代表取締役会長(現職) 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	早川 祥子	昭和17年4月1日生	昭和35年 資生堂美容室株式会社入社 平成7年 株式会社資生堂コミュニケーションセンター所長 平成15年 日本ハム株式会社取締役 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	—
常勤監査役	—	野村 克文	昭和23年4月1日生	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社 平成20年6月 東芝ファイナンス株式会社相談役 平成20年10月 当公庫監査役(現職)	(注)2.	—
常勤監査役	—	岩切 洋一郎	昭和26年3月20日生	昭和48年4月 国民金融公庫入庫 平成20年8月 国民生活金融公庫東京支店長 平成20年10月 当公庫監査役(現職)	(注)2.	—
監査役	—	池田 敏夫	昭和25年3月13日生	昭和50年11月 新和監査法人(現あずさ監査法人)入社 平成20年10月 当公庫監査役(現職)	(注)2.	—
監査役	—	高橋 伸子	昭和28年11月17日生	昭和51年4月 株式会社主婦の友社入社 昭和61年4月 生活経済ジャーナリストとして独立 平成21年6月 当公庫監査役(現職)	(注)3.	—
計						—

- (注) 1. 任期は、平成20年10月1日から平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。  
 2. 任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。  
 3. 任期は、平成21年6月30日から平成24年度に関する定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 取締役 中村 邦夫及び早川 祥子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 5. 監査役 野村 克文、池田 敏夫及び高橋 伸子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価（評価委員会）並びに内部及び外部の監査（監査部、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

#### <基本理念>

○政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

○ガバナンスを重視します。

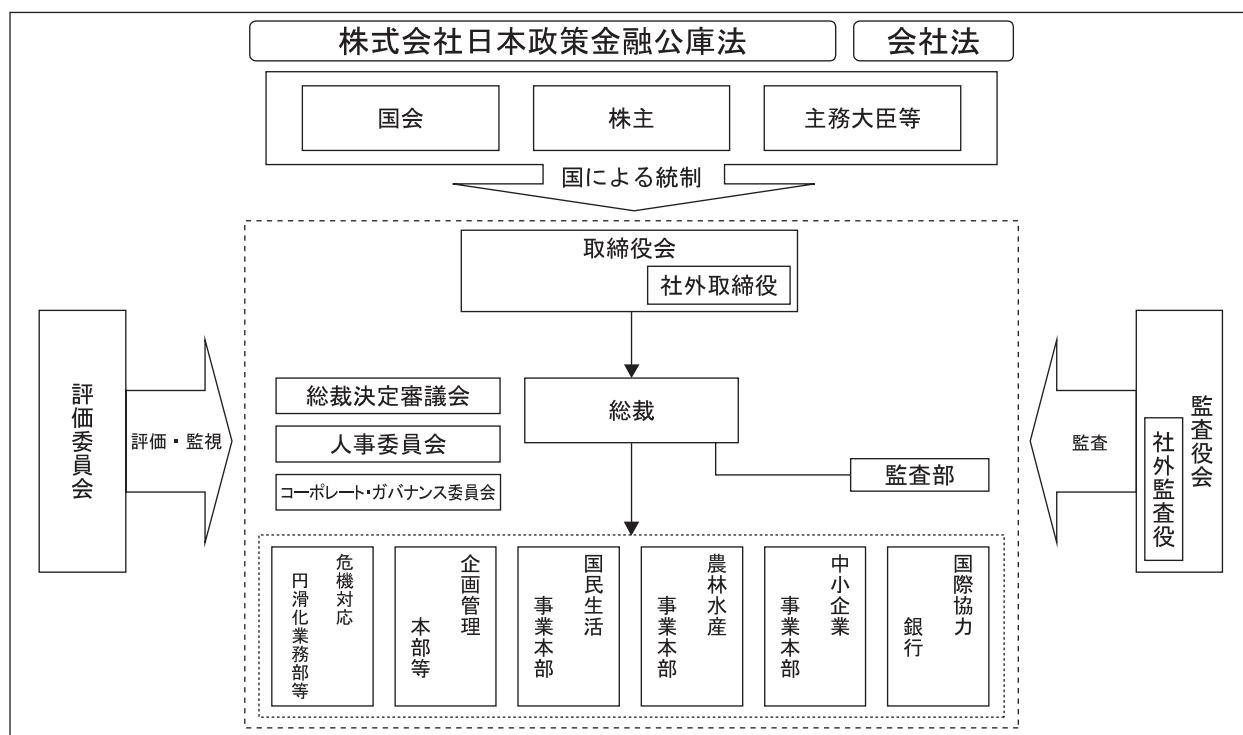
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取組む自律的な組織を目指します。

#### ②会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。



#### ア 取締役会及び取締役

取締役会は、22名の取締役で構成しており、うち2名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

#### イ 監査役会及び監査役

当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行なっております。社外監査役は、会社経営経験者、公認会計士、生活経済ジャーナリストとしての高い見識に基づいた発言を行っております。

#### ウ 総裁決定審議会

総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員にて構成され、原則月2回開催されております。

#### エ 人事委員会

役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員にて構成され、審議事項発生の都度、開催されております。

#### オ 評価委員会

政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかなど、当公庫の業務の評価・監視を行う評価委員会を設置しております。

評価委員会は、外部の有識者をメンバーとし、評価基準を策定し公表するなど、透明性を確保しております。

#### カ コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めております。また、事業本部等（注）ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

6つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員8名で構成されております。

（注）国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、国際協力銀行、危機対応円滑化業務部及び企画管理本部をいいます。

### ③内部管理上の重点 6 分野

#### ア コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

##### (ア) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

##### (イ) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルplineを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

##### (ウ) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

##### (エ) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

## イ リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

### 管理対象リスク

管理対象 リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受 リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショ ナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システム リスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産 リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

#### (ア) 国民一般向け業務におけるリスク管理

##### i 統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうるさまざまなリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分し、個別のリスクを主管する部署を定めて管理するとともに、必要な措置について事業本部長を分科会長とした「国民生活事業本部コーポレート・ガバナンス分科会」で審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。

また、平成20年10月に、統合的リスク管理部署であるリスク管理部を設置し、当業務の各部におけるリスク管理が有効に機能しているかどうかを検証するとともに、不備がある場合には適切な措置を講じるように求めております。

さらに、コーポレート・ガバナンス分科会での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的方法について適宜見直しを行っております。

なお、政策金融機関として当業務が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち、代表的なリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っております。

## ii 信用リスク管理

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中ではなく、リスク分散が図られているという特徴があります。個別与信管理では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めています。

### ( i ) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めています。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めています。

### ( ii ) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

### ( iii ) 統計手法による管理

膨大な数の信用供与先を有する当業務では、個別与信管理だけでなく、統計手法で信用リスクを管理できるよう、信用データの蓄積、モデルの開発に取り組んでおります。

## iii 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、全てをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが発生します。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュアリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めています。なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

## iv 流動性リスク管理

当業務では、預金受入れを行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

## v オペレーショナル・リスク管理

### ( i ) 事務リスクについては、当業務では、正確かつ迅速な事務処理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、事務リスクの管理を各事務の担当部署において適切に行っております。

また、事務処理に内在するリスクを把握し、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務手続におけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っております。

(ii) システムリスクについては、当業務では、信頼性の高い情報システムの維持管理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

(iii) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスクを含め、オペレーション・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーション・リスク管理を実施しております。

#### (イ) 農林水産業者向け業務におけるリスク管理

##### i 統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーション・リスク）毎に管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部コーポレート・ガバナンス分科会に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

なお、当業務が業務運営上抱える各リスクに対しては、次のようなリスク管理を行っております。

##### ii 信用リスク管理

当業務は、(i) 融資審査の適切性の保持及び(ii) 貸出資産の健全性の維持・向上により、信用リスクを適切に管理しております。

###### (i) 融資審査の適切性の保持

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準のもと、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

###### (ii) 貸出資産の健全性の維持・向上

当業務では、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

また、政策目的に沿った融資を適切に実施することを基本として貸出資産のポートフォリオ管理を的確に行っております。

a 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しております、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

b 自己査定

当業務では、適切な償却・引当の実施による貸出資産の健全性の維持のために、金融検査マニュアルを基に自己査定を行っております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

c 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

iii 市場リスク管理

当業務は、国内融資業務等に限定され、為替リスクや価格変動リスクを負っていませんが、金利変動による損失を被る可能性があります。

資産と負債のデュレーションを合わせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じるため、再調達時の金利リスクを負っております。また、繰上償還が生じることにより、再運用時の金利リスクを負っております。

以上の金利リスクを軽減するため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション・ギャップ分析などの手法を活用しております。また、一部の資金については、融資後 10 年又は 20 年経過ごとの金利見直し制度や、任意の繰上償還の際に約定利息額を勘案した所定の手数料を徴収する繰上償還手数料制度を導入しております。

iv 流動性リスク管理

当業務では、預金受入れを行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

v オペレーショナル・リスク管理

当業務においては、直接的、間接的に想定されるオペレーショナル・リスクに対して、リスクの把握、分析及び管理を適切に進めていく方針であります。

- (i) 事務リスクについては、当業務では、すべての事務について内部規定、マニュアル等を整備し、事務の内容や決裁権限を明確化しております。また、事務処理における相互チェックの実施、コンピュータシステムによる段階ごとのチェック機能の設定等により、事務リスクの軽減に努めております。
- (ii) システムリスクについては、当業務では、システムリスクを軽減するために、次のとおりシステムの安定稼動及び情報資産の安全確保に努めております。
  - a 顧客データへのアクセス制限やネットワーク利用制限などの措置を講じております。
  - b コンピュータウイルスやハッカーなどの脅威からシステムを守るために、適切な電子的侵入防止策を施しております。
  - c センターコンピュータは二重化し、一組を遠隔地（バックアップセンター）に設置しております。同様にデータ及びソフトウェアも複製して遠隔地保管しており、災害などによる本店設置のセンターコンピュータシステムのダウンに備えております。
- (iii) また、人的リスク、法務リスク及び有形資産リスクについては、管理部署を定め、適切なオペレーション・リスク管理を実施しております。

#### （ウ）中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

##### i 統合的リスク管理

当業務は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うものほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付を行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。

また、リスク状況の変化に機動的に対応するため、中小企業事業本部最高リスク管理責任者を設置し、適切なリスク管理に努めております。

##### ii 信用リスク管理

###### (i) 融資審査の特色

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金用途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。ベンチャー企業など新規性のある事業分野に対する融資などにあたっては、当事業が持つ業界動向や技術評価などのノウハウに加え、外部の専門家、学識経験者などによる「成長新事業育成審査会」を活用し、当該事業の新規性・成長性についての認定を行っております。

なお、審査基準は、貸付制度や経済・金融情勢にかかわらず、常に一定の水準が維持されております。

#### (ii) 融資後のモニタリング及び経営改善支援

融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

また、ご融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

#### (iii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続きに活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。また、平成17年度から与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

#### (iv) 自己査定

当業務は、銀行法及び金融再生法の対象ではありませんが、金融機関として一層の健全性及び透明性の確保を図るため、平成13年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。

債務者区分、資産分類とともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

自己査定結果を踏まえた貸倒引当金は、財務書類に反映しております。

#### (v) 証券化支援業務における信用リスク管理

平成16年7月から新たに取り組んでいる証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD（注）などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っております。

買取後又は保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

また、金融機関として健全性及び透明性の確保を図るために、自己査定を実施しております。

（注）Credit Risk Database の略です。

### iii 信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っております。

#### iv 市場リスク管理

##### (i) 金利リスク

当業務では、国内円金利貸付業務（社債取得を含む。）などに限定されることから、有価証券の価格や為替の変動には直接の影響を受けませんが、円金利の変動には影響を受けております。そのため、金利リスクを正確に把握し、適切な資金調達を行っていくことを方針としております。キャッシュフローギャップやデュレーションを活用して、金利リスクの状況を正確に分析・把握するとともに、借入れと債券発行を組み合わせて ALM 上バランスのとれた資金調達を目指しております。

##### (ii) 価格変動リスク

余裕金の運用は、法令によって限定的に認められている国債、地方債又は政府保証債の保有、財政融資資金への預託、銀行預金を組み合わせ、安全かつ効率的な運用となるように努めております。

##### (iii) 為替リスク

外貨建て債券発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより債券発行時にフルヘッジすることを方針としております。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っております。

###### ・金融派生商品（デリバティブ）取引について

金融派生商品取引について、融資業務における外貨建て債券発行に伴う為替リスクをヘッジする目的に限定して通貨スワップを利用してております。

#### v 流動性リスク管理

##### (i) 融資業務における流動性リスク管理

①各年度ごとのキャッシュフローギャップが過大にならないよう管理していること、並びに、②財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段を資金調達の柱としていることから、流動性リスクは限定的と考えております。年度途中における資金繰り調節の手段として、民間金融機関からの短期借入を適宜行っております。当業務では、流動性リスクが限定的であること及び資金効率向上の観点から、流動性準備としての余裕金は、円滑な業務運営に支障のない範囲で極力圧縮する運営を行っております。

##### (ii) 証券化支援業務における流動性リスク管理

①流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び②国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。年度途中における資金繰り調節の手段として、民間金融機関からの短期借入を適宜行っております。

##### (iii) 信用保険等業務における流動性リスク管理

①国からの十分な支援が見込まれること、及び②資金繰りについては自己資金での対応が可能であることから、流動性リスクは限定的と考えております。

#### vi オペレーショナル・リスク管理

##### (i) 事務リスク管理

当業務では、事務リスクを総括的に把握し、管理するためにモニタリング、分析及び再発防止策の検討を行っております。マニュアルの整備・改正、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化の推進などを通じ、適切な事務処理の確保に努めております。

#### (ii) システムリスク管理

システムリスクに対して種々の対策を講じてシステムの安全稼働と情報資産の保護に万全を期しております。セキュリティポリシーとして、安全対策基準などの規定を定めて遵守すべき事項を明確にし、すべてのセクションに配置されたシステムリスク管理者が、運用状況を厳しく監視しております。また、リスクを把握し、システム上のセキュリティ対策を徹底・強化することにより、リスクの極小化を図っております。さらに、大規模災害などに備えたバックアップセンターを整備し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に努めております。

#### (iii) その他リスク

当業務では、オペレーション・リスクのうち「事務リスク」、「システムリスク」を除いた「その他のリスク」として、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」を管理の対象とし、その適切な管理に努めております。

### (エ) 国際協力銀行業務におけるリスク管理

#### i 統合的リスク管理

当業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、当業務の業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であります。

従って、当業務は、リスク管理重視型の金融機関経営が基本となってきている国際的潮流の中で、内部的なリスク管理体制の一層の整備を進めております。具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合リスク管理規則（国際）を制定しており、同規則の中で、当業務が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性、適切性の確保及び透明性の向上を当行のリスク管理の目的と定めております。

具体的には、国際協力銀行経営責任者のもとに統合リスク管理委員会を設置し、リスクに関するあらゆる重要事項の審議・報告がなされております。また、統合的リスク管理を実施するために平成 20 年 10 月より国際業務リスク管理部を設置し、リスクを統合的に管理させる体制を取っております。

また、それぞれのリスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等）毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理も実施しております。

なお、政策金融機関として当業務が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、以下のようなリスク管理を行っております。

#### ii 信用リスク管理

当業務の与信業務に伴う信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソブリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、さらに外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）がありますが、当業務が行っている海外における重要資源の開発及び取得の促進や、我が国産業の国際競争力の維持及び向上等のための金融という性格上、当業務の融資は外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、融資に伴う信用リスクとしてソブリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴であります。

#### ( i ) 個別与信管理

当業務の信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理であります。新規与信にあたっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による融資先に関する情報の収集・分析が行われております。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

内外企業向け与信に関しては、融資先企業の信用力や提供される担保の適格性等につき評価を行っており、特に海外事業に関連する与信の場合には、融資対象となる取引の確実性、融資対象プロジェクトの実行可能性等の審査や融資先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っております。

#### ( ii ) 行内信用格付

当業務では、行内信用格付を全行的な取組みとして制度化しており、原則として全ての与信先に対して、ソヴリン、コーポレート、プロジェクトファイナンス、金融機関のリスクカテゴリー毎に行内信用格付を付与しております。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用する等、信用リスク管理の基礎をなすものです。行内信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

#### ( iii ) 資産自己査定

当業務では、金融検査マニュアルを基に資産自己査定を行っております。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び与信監査部門による監査という体制をとっております。資産自己査定の結果については、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

#### (iv) 信用リスク計量化

当業務では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しております。

### iii 市場リスク管理

#### (i) 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

#### (ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間がおおむね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしております。

当業務では、将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、自己資本の充実、ヘッジを目的としたデリバティブの活用等により、こうした金利リスクの吸収力の向上を図っております。

### iv 流動性リスク管理

当業務は、預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券発行が中心であり、償還期日・償還額が確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えております。

一方で、資金調達源の多様化、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

### v オペレーションル・リスク

当業務においては、直接的、間接的にさまざまなオペレーションル・リスクが存在し、当業務ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

- (i) 事務リスクについては、当業務では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。
- (ii) システムリスクについては、当業務においては、情報システムへの依存度が高まる中、わが国企業や外国政府等との情報交換を通じた当行業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当業務の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定しております。また、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。
- (iii) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク、風評リスク等も含め、オペレーションナル・リスク統括部署である国際業務リスク管理部の下にサブリスク管理部署を定め、統合的なオペレーションナル・リスク管理を実施しております。

#### (オ) 危機対応円滑化業務におけるリスク管理

##### i 統合的リスク管理

当業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要です。

従って、当業務は、リスク管理重視型の金融機関経営が基本となってきている国際的潮流の中で、内部的なリスク管理体制の一層の整備を進めています。具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合リスク管理規則を制定して統合的リスク管理を行っています。

なお、政策金融機関として当業務が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

##### ii 信用リスク管理

当業務では、金融検査マニュアルを基に資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けています。

##### iii 流動性リスク管理

当業務は、①国の財政投融資計画に基づき財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段により調達を行っていること、②指定金融機関に対する補償金支払資金等についての手元流動性の確保から、流動性リスクは限定的と考えております。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

##### iv オペレーションナル・リスク

当業務においては、直接的、間接的にさまざまなオペレーションナル・リスクが存在し、当業務ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

特に、事務リスクについては、事務リスク軽減のために、マニュアルの整備、システム化推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

#### ウ 情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーを定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。

#### エ 緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。

#### オ お客さまサービスの向上

当公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めております。

#### カ 職場環境の向上

当公庫は、業務運営の向上を図るため、職場環境向上部会（部会長：茂木取締役、アドバイザー：早川社外取締役）を設置し、職場環境の改善に向けて取り組んでおります。同部会では定期的に職員の職場環境に対する評価を幅広く吸い上げ、その結果を踏まえて具体的な対策等を検討し、職場環境の改善に結びつけていきます。

#### ④内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

#### 内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
- 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

- 3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- 4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。
- (監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)
- 第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- (監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)
- 第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- (取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)
- 第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、隨時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- (監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)
- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

## ⑤内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

### ア 内部監査の状況

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しております。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行うとともに、代理店に対する監査も行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることになります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

平成21年8月31日現在の監査部の人員は62名となっております。

#### イ 監査役監査の状況

監査役は4名の体制となっており、うち3名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、支店往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

#### ウ 会計監査の状況

当公庫の会計監査業務を執行した公認会計士は、岡村俊克氏、水守理智氏、樋澤克彦氏、茂木哲也氏の4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当公庫の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士35名、その他45名の計80名となっております。

#### ⑥会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当公庫の社外取締役及び社外監査役と、当公庫の間には特別な利害関係はありません。

#### ⑦社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）と締結しております。

#### ⑧取締役の定数

当公庫の取締役は、22名以内とする旨、定款に定めております。

#### ⑨取締役の選解任の決議要件

公庫法第6条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

#### ⑩役員報酬の内容

平成20年10月1日から平成21年3月31日における当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

ア 取締役に対する報酬 204百万円 (うち社外取締役 9百万円)  
イ 監査役に対する報酬 24百万円 (うち社外監査役 16百万円)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 29百万円

(取締役27百万円、監査役2百万円) が含まれております。

3. 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 25百万円  
(取締役24百万円、監査役1百万円) を計上しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当公庫の当事業年度（平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の 6 カ月間）の監査法人に対する報酬は、以下のとおりであります。

当事業年度（平成 21 年 3 月期）	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
312	1

(注) 監査証明業務とは、公認会計士法第 2 条第 1 項に該当する業務であります。当公庫と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査（業務ごとの監査含む。）と金融商品取引法上の監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

クレジット・デフォルト・スワップ契約を利用した社債の証券化業務において、同契約に規定される独立認定手続を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当公庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」に準拠しております。
- (2) 当公庫は、平成20年10月1日に設立され、第1期を平成20年10月1日から平成21年3月31日までとしており、財務諸表の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

### 2. 監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当公庫は、子会社等がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>	
現金預け金	1,617,281
現金	329
預け金	1,616,951
買現先勘定	※2 11,487
有価証券	※1 49,621
国債	21,156
社債	10,978
株式	2,030
その他の証券	15,457
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7 24,004,996
証書貸付	24,004,996
その他資産	749,394
前払費用	280
未収収益	76,636
金融派生商品	633,638
代理店貸	3,964
その他の資産	34,874
有形固定資産	※9 284,605
建物	30,065
土地	248,347
リース資産	4,095
建設仮勘定	787
その他の有形固定資産	1,310
無形固定資産	10,564
ソフトウエア	7,868
リース資産	1,412
その他の無形固定資産	1,284
支払承諾見返	1,692,026
貸倒引当金	△417,878
<b>資産の部合計</b>	<b>28,002,099</b>

(単位：百万円)

当事業年度  
(平成21年3月31日)

負債の部	
借用金	15,990,564
借入金	15,990,564
短期社債	※8 299,884
社債	※8 5,772,629
寄託金	36,703
保険契約準備金	1,017,813
その他負債	102,764
未払費用	64,928
前受収益	5,368
金融派生商品	1,493
リース債務	5,776
その他の負債	25,197
賞与引当金	5,808
役員賞与引当金	29
退職給付引当金	200,283
役員退職慰労引当金	25
補償損失引当金	※10 3,000
支払承諾	1,692,026
負債の部合計	25,121,533
純資産の部	
資本金	2,452,167
資本剰余金	1,472,638
経営改善資金特別準備金	181,500
資本準備金	1,291,138
利益剰余金	△1,215,224
利益準備金	715,389
その他利益剰余金	△1,930,613
繰越利益剰余金	△1,930,613
株主資本合計	2,709,581
その他有価証券評価差額金	△1,064
繰延ヘッジ損益	172,049
評価・換算差額等合計	170,984
純資産の部合計	2,880,565
負債及び純資産の部合計	28,002,099

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	381,725
資金運用収益	259,849
貸出金利息	257,534
有価証券利息配当金	418
買現先利息	9
預け金利息	1,887
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,957
損害担保補償料	21
その他の役務収益	3,936
保険引受収益	90,020
保険料	90,020
その他業務収益	259
金融派生商品収益	259
政府補給金収入	26,977
一般会計より受入	26,969
特別会計より受入	7
その他経常収益	660
その他の経常収益	660
経常費用	1,045,821
資金調達費用	155,533
コールマネー利息	40
借用金利息	88,220
短期社債利息	71
社債利息	52,679
金利スワップ支払利息	12,812
その他の支払利息	1,710
役務取引等費用	4,452
その他の役務費用	4,452
保険引受費用	717,264
保険金	427,076
回収金	△67,915
保険契約準備金繰入額	358,103

(単位：百万円)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
その他業務費用	3,379
外国為替売買損	2,738
国債等債券償却	457
社債発行費償却	40
金融派生商品費用	27
その他の業務費用	115
営業経費	67,413
その他経常費用	97,778
貸倒引当金繰入額	87,856
補償損失引当金繰入額	3,000
貸出金償却	1,465
株式等償却	554
その他の経常費用	4,900
経常損失（△）	△664,096
特別利益	8,771
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,772
債務履行引受契約関連益	※1 4,575
その他の特別利益	422
特別損失	88
固定資産処分損	88
その他の特別損失	0
当期純損失（△）	△655,414

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		—
当期変動額		
新株の発行	213,763	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	2,238,404	
当期変動額合計	<u>2,452,167</u>	
当期末残高	<u>2,452,167</u>	
資本剰余金		
経営改善資金特別準備金		
前期末残高		—
当期変動額		
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500	
当期変動額合計	<u>181,500</u>	
当期末残高	<u>181,500</u>	
資本準備金		
前期末残高		—
当期変動額		
新株の発行	758,400	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077	
欠損填補	<u>△218,338</u>	
当期変動額合計	<u>1,291,138</u>	
当期末残高	<u>1,291,138</u>	
資本剰余金合計		
前期末残高		—
当期変動額		
新株の発行	758,400	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	932,577	
欠損填補	<u>△218,338</u>	
当期変動額合計	<u>1,472,638</u>	
当期末残高	<u>1,472,638</u>	

(単位：百万円)

当事業年度  
 (自 平成20年10月1日  
 至 平成21年3月31日)

利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による承継	715, 389
当期変動額合計	715, 389
当期末残高	715, 389
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
欠損填補	218, 338
当期純損失 (△)	△655, 414
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△1, 493, 538
当期変動額合計	△1, 930, 613
当期末残高	△1, 930, 613
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
欠損填補	218, 338
当期純損失 (△)	△655, 414
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△778, 148
当期変動額合計	△1, 215, 224
当期末残高	△1, 215, 224
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	972, 163
欠損填補	—
当期純損失 (△)	△655, 414
株式会社日本政策金融公庫法による出資	3, 170, 981
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△778, 148
当期変動額合計	2, 709, 581
当期末残高	2, 709, 581

(単位：百万円)

当事業年度  
 (自 平成20年10月1日  
 至 平成21年3月31日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,064
当期変動額合計	△1,064
当期末残高	△1,064
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	117,814
当期変動額合計	172,049
当期末残高	172,049
評価・換算差額等合計	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116,749
当期変動額合計	170,984
当期末残高	170,984
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	972,163
当期純損失（△）	△655,414
株式会社日本政策金融公庫法による出資	3,170,981
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△723,913
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116,749
当期変動額合計	2,880,565
当期末残高	2,880,565

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当期純損失（△）	△655,414
減価償却費	4,166
貸倒引当金の増減（△）	26,102
保険契約準備金の増減額（△は減少）	358,103
賞与引当金の増減額（△は減少）	△578
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	19
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,448
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	25
補償損失引当金の増減額（△は減少）	3,000
<b>資金運用収益</b>	<b>△259,849</b>
資金調達費用	155,533
有価証券関係損益（△）	26
為替差損益（△は益）	7,599
固定資産処分損益（△は益）	87
貸出金の純増（△）減	△1,509,882
借用金の純増減（△）	1,868,644
寄託金の純増減（△）	558
預け金の純増（△）減	△747,510
買現先勘定の純増（△）減	△11,487
短期社債（負債）の純増減（△）	299,813
普通社債発行及び償還による増減（△）	△488,321
<b>資金運用による収入</b>	<b>277,712</b>
資金調達による支出	△161,349
その他	△85,366
<b>小計</b>	<b>△916,916</b>
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△916,916</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△1,304
有価証券の償還による収入	2,507
有形固定資産の取得による支出	△2,315
有形固定資産の売却による収入	6
無形固定資産の取得による支出	△1,412
無形固定資産の売却による収入	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△2,517</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	972,163
リース債務の返済による支出	△988
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>971,174</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,598
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	44,141
現金及び現金同等物の期首残高	343,130
現金及び現金同等物の期末残高	※1 387,271

【重要な会計方針】

	<p>当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理しております。</p>				
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>2年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>	建 物	2年～50年	その他	2年～20年
建 物	2年～50年				
その他	2年～20年				
4. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 社債発行費</p> <p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 創立費</p> <p>創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。</p>				
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>				

	<p>当事業年度          (自 平成20年10月1日          至 平成21年3月31日)</p>
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 521,089 百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 補償損失引当金</p> <p>補償損失引当金は、損害担保契約に関する生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借用金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。ヘッジの有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。</p>

	<p>当事業年度            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>
8. 保険契約準備金の計上基準	<p>保険契約準備金は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しております、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。</p> <p>①責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額</p> <p>②支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度  
(平成 21 年 3 月 31 日)

※ 1. 関係会社の株式及び出資総額

2,793 百万円

※ 2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは 11,487 百万円であります。

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定 43,377 百万円、農林水産業者向け業務勘定 1,287 百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定 54,219 百万円、国際協力銀行業務勘定 26,908 百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定 163,890 百万円、農林水産業者向け業務勘定 76,064 百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定 458,308 百万円、国際協力銀行業務勘定 110,674 百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定 233 百万円、農林水産業者向け業務勘定 3,864 百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定及び国際協力銀行業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定 309,915 百万円、農林水産業者向け業務勘定 24,843 百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定 153,114 百万円、国際協力銀行業務勘定 92,894 百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

当事業年度  
(平成 21 年 3 月 31 日)

- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定 517,417 百万円、農林水産業者向け業務勘定 106,060 百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定 665,642 百万円、国際協力銀行業務勘定 230,477 百万円であります。  
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は 1,372,703 百万円であります。
- ※ 8. 株式会社日本政策金融公庫法第 52 条の規定により、当公庫の総財産を社債 6,072,514 百万円の一般担保に供しております。
- ※ 9. 有形固定資産の減価償却累計額  
2,553 百万円
- ※ 10. 損害担保契約の補償引受額
- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 補償引受残高 (3,367 件) | 154,129 百万円 |
| 補償損失引当金          | 3,000 百万円   |
| 差引額              | 151,129 百万円 |
11. 関係会社に対する金銭債権総額  
19,646 百万円
12. 株式会社日本政策金融公庫法第 47 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第 41 条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第 41 条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
---

※1. 第9回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した利益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

I 当事業年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
発行済株式					
普通株式	—	4,143,144,407	—	4,143,144,407	
種類株式	—	—	—	—	
合 計	—	4,143,144,407	—	4,143,144,407	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 972,163,000千株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 3,170,981,407千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
---

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成21年3月31日現在

現金預け金勘定	1,617,281百万円
定期性預け金等	△1,230,010百万円
現金及び現金同等物	<u>387,271百万円</u>

2. 重要な非資金取引の内容

当期に増加したファイナンス・リース取引

6,443百万円

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3月31日)
1. ファイナンス・リース取引
(1) 所有权移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
(ア) 有形固定資産 動産であります。
(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。
② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 2百万円
1年超 3百万円
合計 5百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

I 当事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	21,156	21,971	815	815	—

(注) 1. 時価は、当事業年度末の市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	7,872
子会社株式・出資金及び関連会社株式・出資金	
関連会社株式・出資金	2,793
その他有価証券	
譲渡性預け金	82,210
非上場外国株式	8,729
非上場国内証券	7,841
非上場外国証券	1,227

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債	—	—	21,156	—
社債	3,946	7,031	—	—
その他	82,732	4,013	—	—
合計	86,679	11,044	21,156	—

9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

I 当事業年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当事業年度

○その他有価証券評価差額金（平成 21 年 3 月 31 日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△ 1,064
その他有価証券	△ 1,064
その他の金銭の信託	-
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△ 1,064
(△) 少数株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	△ 1,064

(デリバティブ取引関係)

I 当事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当公庫が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は貸出金、借用金、社債等に係る将来の金利変動リスクの回避目的で、通貨スワップ取引は外貨建金銭債権債務等における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理はヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 貸出金、借用金、社債

b ヘッジ手段 通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の内容

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(3) 取引内容

当公庫は、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

バーゼルⅡ及び金融庁検査マニュアル等の趣旨を踏まえ、統合リスク管理規則を策定し、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクをリスク管理担当部にて管理しております。関係役員に対するリスク管理状況の報告は定期的に実施しております。

(5) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

①信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったりときに損失を被るリスクであります。

②市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(6) 上記リスクに対する当公庫の対応について

①信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

②市場リスク

当公庫は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	当事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	
	金額 (百万円)	
退職給付債務 (A)		△270,465
年金資産 (B)		<u>59,217</u>
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)		△211,248
未認識数理計算上の差異 (D)		<u>10,965</u>
貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)		△200,283
前払年金費用 (F)		—
退職給付引当金 (G) = (E) - (F)		△200,283

3. 退職給付費用に関する事項

区分	当事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	
	金額 (百万円)	
勤務費用		3,801
利息費用		2,696
期待運用収益		—
数理計算上の差異の費用処理額		—
その他（臨時に支払った割増退職金等）		—
退職給付費用		6,498

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10 年（各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。）

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
関連会社に対する投資の金額（百万円）	2,793
持分法を適用した場合の投資の金額（百万円）	2,644
持分法を適用した場合の投資利益の金額（百万円）	△36

【関連当事者情報】

I 当事業年度（自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資額（百万円）	事業内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主 1.	財務省 (財務大臣) (注)	東京都千代田区	—	政策金融行政	被所有直接 100	資金の借入等	増資の引受 (注) 2.	972,163	—	—
							政府補給金収入	2,973	—	—
							資金の受入 (注) 3.	3,918,677	借入金	15,756,683
							借入金の返済	2,062,300		
							借入金利息の支払	89,605	未払費用	33,008
							資金の預託 (注) 4.	2,137,300	預け金	1,147,800
							短期社債の引受 (注) 5.	199,923	短期社債	199,923
							社債への被保証 (注) 6.	3,183,608	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 13,737 百万円

厚生労働省 政府補給金収入 388 百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 7 百万円

農林水産省 政府補給金収入 9,869 百万円、貸付資金の受入 7,908 百万円、  
借入金の返済 7,290 百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第 8 条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融資等からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 短期社債の引受は、財政融資資金による引受であり、一般の取引条件と同様に決定しております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	東京都千代田区	207,797	信用保険・信用保証等	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 (注) 1.	724	寄託金	36,703
							寄託金の返還	165		
	株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区	1,000,000	政策金融	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 (注) 2.	1,360,113	証書貸付	1,360,113
	貸付金利息の受取	645	未収収益	318						
	株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区	218,653	中小企業金融	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 (注) 2.	70,000	証書貸付	70,000
	損害の担保 (注) 3.	154,129	—	—						

- (注) 1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和 54 年法律第 51 号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。
2. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第 15 条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っております。
3. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第 15 条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っております。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(ウ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	中村利夫	—	—	一般診療所	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付 (注) 1.	—	貸出金	19
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	東京都港区	53	精密機械器具卸売業	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付 (注) 1.	50	貸出金	115

(注) 1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	円	0.69
1株当たり当期純損失金額	円	0.18

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当事業年度末 (平成 21 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	百万円	2,880,565
資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,880,565
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	4,143,144,407

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当事業年度 (自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
当期純損失	百万円	655,414
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	655,414
普通株式の期中平均株式数	千株	3,470,135,418

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p> <p><b>1. 株主割当により発行される普通株式の募集</b></p> <p>当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。</p> <p>株主割当による新株式の発行の概要</p> <p>(1) 農林水産業者向け業務勘定</p>	
発行する株式の種類及び数	普通株式 665,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	665,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	665,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 6 月 5 日
資金の使途	証券化支援業務に係るもの
<p>(2) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定</p>	
発行する株式の種類及び数	普通株式 450,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	450,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	450,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 6 月 5 日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの
<p>(3) 信用保険等業務勘定</p>	
発行する株式の種類及び数	普通株式 52,300,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	52,300,000,000 円
資本組入額	一株につき 0 円
資本準備金組入額	一株につき 1 円
資本組入額の総額	0 円
資本準備金組入額の総額	52,300,000,000 円
払込期日	平成 21 年 6 月 5 日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

(4) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式 10,960,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	10,960,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	10,960,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 6 月 5 日
資金の使途	「生活対策のための緊急対策」の実施に伴う規模の拡充等に伴うもの

2. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年8月6日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

(1) 国民一般向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式 105,163,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	105,163,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	105,163,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 8 月 6 日
資金の使途	財務基盤の強化及びセーフティネット貸付の金利引下げ等に伴うもの

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

(2) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式 85,000,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	85,000,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	85,000,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 8 月 6 日
資金の使途	財務基盤の強化、セーフティネット貸付の上限 金利（3%）設定等に伴うもの

(3) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式 1,053,600,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	1,053,600,000,000 円
資本組入額	一株につき 0 円
資本準備金組入額	一株につき 1 円
資本組入額の総額	0 円
資本準備金組入額の総額	1,053,600,000,000 円
払込期日	平成 21 年 8 月 6 日
資金の使途	緊急保証制度の保証枠拡大及び事故率悪化への 対応に伴うもの

(4) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式 384,700,000,000 株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	384,700,000,000 円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	384,700,000,000 円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成 21 年 8 月 6 日
資金の使途	損害担保取引の規模の拡充に伴うもの

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	29,510	1,994	81	31,423	1,358	1,361	30,065
土地	248,347	—	—	248,347	—	—	248,347
リース資産	—	4,838	0	4,837	742	742	4,095
建設仮勘定	700	1,406	1,319	787	—	—	787
その他の有形固定資産	1,544	232	15	1,762	452	453	1,310
有形固定資産計	280,102	8,473	1,416	287,158	2,553	2,557	284,605
無形固定資産							
ソフトウェア	7,890	1,395	—	9,286	1,417	1,417	7,868
リース資産	—	1,605	—	1,605	193	193	1,412
その他の無形固定資産	1,268	734	718	1,284	0	0	1,284
無形固定資産計	9,158	3,735	718	12,175	1,611	1,611	10,564

(注) 有形固定資産のリース資産の当期増加額には、旧機関からの承継に際し、新規に契約したとみなしたもの 3,663 百万円が、無形固定資産のリース資産の当期増加額には、旧機関からの承継に際し、新規に契約したとみなしたもの 1,149 百万円が、それぞれ含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
保険契約準備金	659,709	358,103	—	—	1,017,813
貸倒引当金	391,776	417,878	26,993	364,783	417,878
一般貸倒引当金	141,321	148,499	—	141,321	148,499
個別貸倒引当金	235,506	251,616	26,993	208,513	251,616
特定海外債権引当勘定	14,948	17,762	—	14,948	17,762
賞与引当金	6,387	5,808	6,387	—	5,808
役員賞与引当金	9	29	9	—	29
役員退職慰労引当金	—	25	—	—	25
補償損失引当金	—	3,000	—	—	3,000
計	1,057,883	784,846	33,390	364,783	1,444,556

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・・・・・・・洗替による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・・・・・・洗替による取崩額

【債券明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第7回～第22回国民生活債券	平成14年9月19日～平成20年3月17日	—	579,228	0.80～1.70	一般担保	平成22年10月22日～平成30年3月16日	
第8回、第10回～第11回、第13回、第15回、第17回～第18回、第20回、第22回～第25回、第27回～第38回国民生活債券（財投機関債）	平成15年11月7日～平成20年5月28日	—	659,960 [309,990]	0.54～1.74	一般担保	平成20年12月19日～平成25年3月19日	
第4回～第13回農林漁業金融公庫債券	平成15年5月12日～平成20年5月13日	—	113,949	0.77～2.66	一般担保	平成25年3月19日～平成40年3月17日	
政府保証第1回、第2回農林漁業金融公庫債券（10年）	平成14年10月22日～平成15年11月28日	—	25,954	1.30～1.50	一般担保	平成24年10月30日～平成25年11月29日	
い号第104回～い号第108回中小企業債券	平成10年12月18日～平成11年12月24日	—	230,313 [230,313]	1.20～2.00	一般担保	平成20年12月18日～平成21年12月24日	
政府保証第126回、第130回、第134回、第136回、第140回、第142回、第144回、第146回、第150回、第152回、第154回、第157回、第162回、第165回、第167回、第169回、第170回～第194回中小企業債券	平成11年9月21日～平成20年9月18日	—	1,183,623 [140,005]	0.20～2.00	一般担保	平成20年10月24日～平成30年9月18日	
政府保証第1回ユーロ・円債、第2回～第3回ユーロ債、第10回イスフラン債	平成14年2月13日～平成18年3月8日	—	101,459 (600,000千ユーロ) (250,000千イスフラン)	1.09～1.31	一般担保	平成21年2月13日～平成24年3月8日	
第6回、第8回～第18回、第20回～第33回中小企業債券	平成15年6月27日～平成20年7月23日	—	784,925 [229,996]	0.51～1.99	一般担保	平成20年12月22日～平成30年3月20日	

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証国際協力銀行債券 第1、6~17次債券	平成11年11月4日 ~ 平成20年6月18日	—	993,457 (8,383,470 千米ドル) (1,245,140 千ユーロ) (3,000,000 千タイバーツ) [98,204]	3.375~ 7.000	一般 担保	平成21年11月4日 ~ 平成28年3月23日	※
第2、4、6、8~10、 12~31回国際協力銀行債券	平成13年10月30日 ~ 平成20年6月27日	—	1,099,756 [49,998]	0.540~ 2.090	一般 担保	平成20年12月19日 ~ 平成37年12月19日	※
政府保証短期社債	平成21年2月25日	—	299,884 [299,884]	—	一般 担保	平成21年5月25日	
合計	—	—	6,072,514	—	—	—	—

(注) 1. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。

2. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 当公庫は、国際協力銀行から政府保証国際協力銀行債券及び国際協力銀行債券（前記※）に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社日本政策金融公庫法及び独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律に基づき、当公庫及び独立行政法人国際協力機構が連帶して弁済の責めに任することとされております。

4. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額（百万円）	1,358,393	1,114,000	879,416	851,581	701,986

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借用金	—	15,990,564	0.92	—
借入金	—	15,990,564	0.92	平成 21 年 4 月～
1 年以内に返済予定のリース債務	—	2,146	—	
リース債務（1 年以内に返済予定のものを除く。）	—	3,630	—	平成 22 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月
寄託金	—	36,703	—	平成 38 年 3 月 ～ 平成 51 年 3 月

- (注) 1. 「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。
2. 借入金のうち、227,089 百万円は無利子の政府借入金であります。
3. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
4. 借入金及びリース債務等の決算日後 5 年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 年超
		2 年以内	3 年以内	4 年以内	5 年以内
借入金（百万円）	3,469,339	2,655,467	2,159,928	1,843,798	1,441,117
リース債務（百万円）	2,146	1,610	1,247	618	154
寄託金（百万円）	—	—	—	—	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 21 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金 財政融資資金預託金 1,147,800 百万円、銀行等への預け金 348,534 百万円その他  
であります。  
未収収益 未収貸出金利息 74,841 百万円その他であります。  
その他の資産 仮払金 20,783 百万円その他であります。

②負債の部

未払費用 未払借用金利息 33,009 百万円、未払社債利息 28,735 百万円その他であります。  
その他の負債 仮受金 13,972 百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで (最初の事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)
定時株主総会	6月中
基準日	—
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	—
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	—
公告掲載方法	—
株主に対する特典	—

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### **第三部 【提出会社の保証会社等の情報】**

#### **第 1 【保証会社情報】**

該当事項はありません。

#### **第 2 【保証会社以外の会社の情報】**

該当事項はありません。

#### **第 3 【指標等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月2日

株式会社 日本政策金融公庫

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 岡村俊克

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水守理智

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 樋澤克彦

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 茂木哲也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

\*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公庫が別途保管しております。